

「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」

作成解説書 第8版

本書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定（詳細は「中国地方における地域建設業の事業継続認定に関する実施要領」参照）の審査書類作成の手引きです。項目毎に示している作業上のポイントや解説、様式の作成例を参照しながら作成して頂けるとより効率的です。

ただし、この解説書に掲載している様式の内容は記載例であり、「作業上のポイント」を満たす内容であれば、様式（記載例）の全ての項目を記載する必要はありません。

令和8年8月

国土交通省 中国地方整備局

目次（1／2）

第1部 中国地方整備局業務継続計画（BCP）の概要	1-1
1-1 中国地方整備局における災害想定	1-2
1-2 中国地方整備局の体制	1-2
1-3 被害想定	1-2
1-4 基本方針	1-3
1-5 中国地方整備局の任務・役割	1-3
1-6 中国地方整備局における事前行動（災害予防）	1-3
1-7 中国地方整備局における震後行動	1-4
（1） 災害応急対策業務	1-4
（2） 一般継続重要業務	1-4
第2部 建設会社としての重要事項.....	2-1
2-1 想定被害による自社への影響	2-2
2-2 災害が起きたら実施すべきこと	2-3
（3） 災害時の組織体制と指揮命令系統	2-3
（4） 災害時の対応拠点の確保	2-3
（5） 情報発信・情報共有	2-3
（6） 安否確認	2-3
（7） 二次災害の防止.....	2-4
（8） 重要な情報のバックアップの活用	2-4
（9） 必要な人員と資機材の調達	2-4
2-3 平時から準備すべきこと	2-4
2-4 維持・向上の取組みの必要性	2-5

目次（2／2）

第3部 BCPの記載内容	3-1
A 計画策定の意義と検討体制	3-6
A-1 計画策定の意義・目的	3-7
A-2 周知方法.....	3-9
B 重要業務の選定と目標時間の把握	3-10
B-1 受ける被害の想定.....	3-11
B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定	3-18
B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握	3-20
C 災害時の対応体制	3-25
C-1 社員及び家族の安否確認方法	3-26
C-2 BCP の発動基準と災害時の対応体制	3-30
C-3 費用のさほどかからない対策	3-35
D 対応拠点の確保	3-37
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	3-38
E 情報発信・情報共有	3-41
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	3-42
F 人員と資機材の調達	3-44
F-1 自社で確保している人員や資機材の認識	3-45
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	3-46
G 訓練計画と定期点検計画	3-48
G-1 訓練計画	3-49
G-2 定期点検計画	3-51
H 訓練と定期点検の実施	3-52
H-1 訓練の実施状況	3-53
H-2 定期点検の実施状況	3-57
H-3 事業継続計画の改訂履歴	3-59
第4部 入力支援ツール	4-1

はじめに～災害時の事業継続への取り組みのお願い～

国土交通省は、中央防災会議※¹が発表した「首都直下地震対策大綱」※²（平成 17 年 9 月）を受けて、「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」（平成 18 年 6 月）の中で首都直下地震を当面の対象とした事業継続への取り組みを決定しました。

平成 19 年 6 月には、中央省庁では初となる「国土交通省 業務継続計画」を策定・公表したほか、現在全国の各地方整備局等においても、それぞれの地域が直面している自然災害を対象とした業務継続計画策定への取り組みが進められているところです。

中国地方整備局では、これまでに全国に先駆けて業務継続計画の策定に取り組んできており、平成 20 年 3 月には「中国地方整備局 業務継続計画」を策定し運用を開始しました。

この業務継続計画の中では、例えば緊急輸送ネットワークの確保など地震発生直後から私どもが優先的に実施する重要業務が記載されていますが、実際には建設会社の皆様が動けなければこの計画は成り立ちません。迅速な災害復旧活動を実施するためには、建設会社の皆様と連絡がとれ、情報共有できることが不可欠であり、指揮命令系統の確保や人員・資機材の確保なども欠かせません。

災害はいつ起こるか分かりません。皆様の会社においても、自らが被災した場合を想定して事業を実施・継続させる準備を平時からしてください。そして、災害が起きたときには、できるだけ社員を集め、関係会社との連絡・連携も確保して、災害時の中国地方整備局の復旧活動への対応に協力をお願いしたいと考えています。

今回作成した「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」作成解説書は、本書に従って BCP を作成すれば、大きな労力と費用をかけることなく建設業として最低限の BCP が策定できるようにしています。

本書に沿って、早急に危機管理体制の取り組みを進めて頂き、災害時における貴社の被害軽減と災害復旧活動への参画により地域防災力の向上への取り組みをお願いします。

平成 24 年 3 月 中国地方整備局

※¹「中央防災会議」

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、国の防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っています。

※²「首都直下地震対策大綱」

中央防災会議によって首都圏で大規模地震が発生した場合を想定して、人的・物的被害をとりまとめ、地震時の予防段階から地震発生後の全ての段階において行うべき対策を明確にしたものです。

【事業継続計画（BCP）とは何か】

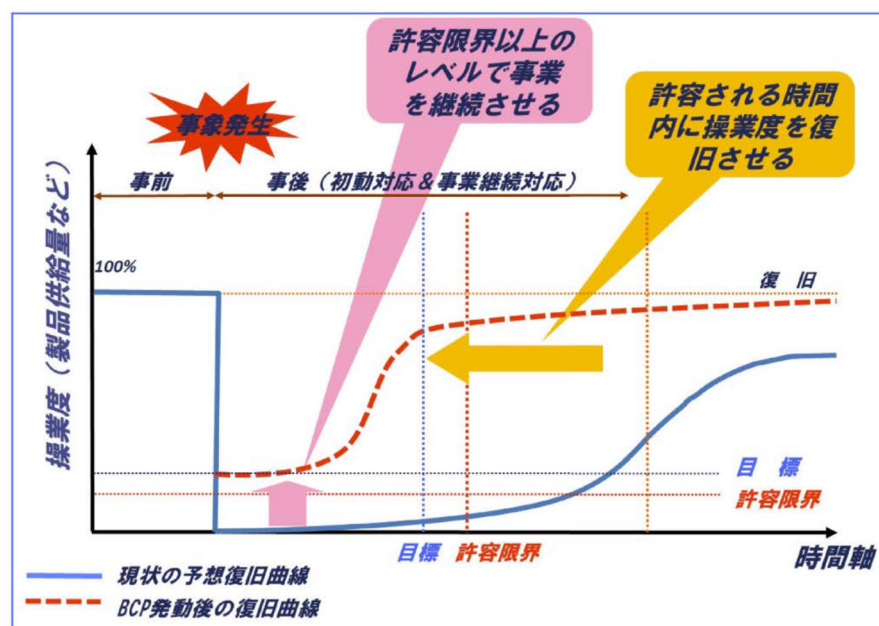
企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が（なるべく）中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

災害後に活用できる資源に制限があると認識し、優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。

重要業務のそれぞれについて実施、稼働、復旧などの目標時間を設定します。重要業務の実施または継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、実施または復旧の制約となりがねない重要な要素・資源（ボトルネック）を洗い出し、それらに重点的に対処します。

常に最新の企業の実態や情報を反映するようにするため、定期的な更新、経営層による見直しなどが不可欠の要素です。

事業継続計画（BCP）の概念



（出典：内閣府「事業継続ガイドライン」令和5年3月）

事業継続の取組は、従来の防災対策に、以上のような新たな考え方や手法を加えるものと理解していただき、これまで行っていた防災計画や防災対策を基礎としつつ、発展させるものと考えてください。

なお、中国地方整備局では、公的な業務を継続するという意味から、事業継続計画（BCP）を「業務継続計画」と呼んでいます。

【BCP策定の効果】

BCPを策定することの効果として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後に、仙台市に本社をおくK社の事例を紹介します。

「リスク対策.com 2011/05」より編集

●K社の概要

本社所在地 : 仙台市若林区
社員数 : 35人
BCP策定 : 2010年3月

K社の策定したBCPの目的を以下に示します。

●目的

「①従業員を守る」 → 死傷者を出さない。全従業員の雇用確保
「②企業を存続させる」 → 速やかな顧客対応
「③地域の活力を守る」 → 災害復旧活動への参画

K社は、BCPを策定し災害に備えていたことで、被災後1時間後から業務を開始し、重要業務をほぼ目標時間とおりに復旧することができています。

この結果、K社のBCPの目的である「①従業員を守る」「②企業を存続させる」「③地域の活力を守る」を達成することができています。

●重要業務の目標復旧時間

・インフラ復旧協力体制づくり	24時間以内
・施工中物件の二次災害防止と被害報告	24時間以内
・施工中物件の被害状況と顧客フォロー	48時間以内
・施工中物件の応急措置完了	72時間以内

全て達成

●行政への対応

・カラーコーンの設置 1時間以内
・復旧作業に向けた道路確保、地域の被害調査 翌日対応（K社のみ対応できた）

<K社BCPの特徴>

- ・代替対応拠点の確保（自社施設が使えなくなることを想定）
- ・2ヶ月収入が途絶えても人件費などが支払えるよう資金を確保した
- ・電子データは、2重、3重のバックアップを取っていた

中国地方の建設会社の皆様におかれましても、早急に危機管理体制の取り組みを進めて頂き、災害時における貴社の被害軽減（「①従業員を守る」、「②企業を存続させる」）と災害復旧活動への参画による地域防災力の向上（「③地域の活力を守る」）への取り組みをお願いします。

第1部 中国地方整備局業務継続計画 (BCP) の概要

1-1 中国地方整備局における災害想定

中国地方整備局の業務継続計画では、災害等の想定として、南海トラフ巨大地震による広島都市圏の直下型地震を対象としています。

今後は、大規模水害やテロなど異なる事象も想定して内容を充実していく予定です。

1-2 中国地方整備局の体制

中国地方整備局の業務継続計画では、勤務地域で震度6弱以上を観測した場合、防災体制の発令及び災害対策本部の設置（災害対策室の設営）を行います。そして、業務継続計画に基づき、全職員を非常参集し、点検や応急復旧、情報連絡等、災害応急対策業務の重要なものから実施します。

1-3 被害想定

中国地方整備局の業務継続計画で想定している被害は、中国地方の直下地震のうち被害が最も重大になると想定される南海トラフ巨大地震による地震の被害です。

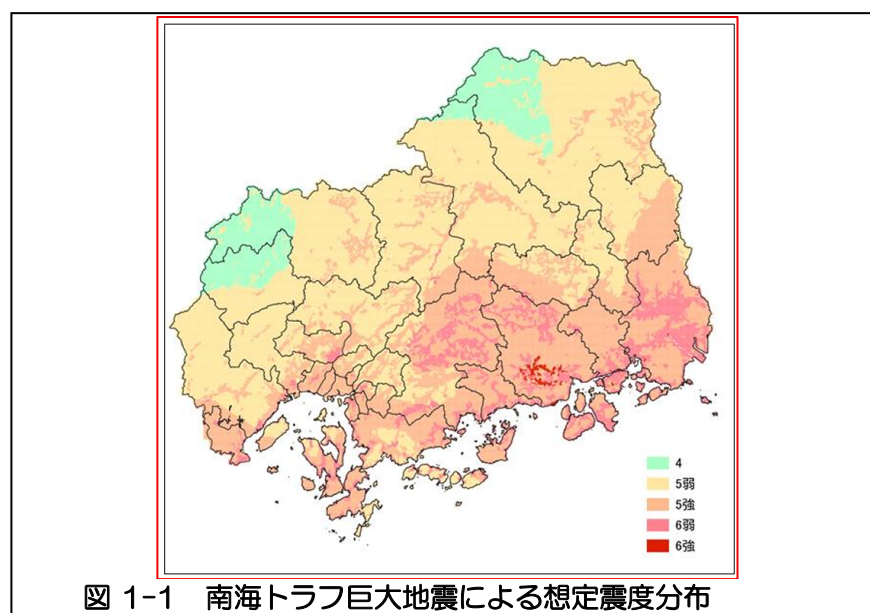


表 1-1 南海トラフ巨大地震による想定被害

項目	想定被害概要（広島県被害想定結果に基づく）
人的被害	死者数：約 14,000 人 災害関連死者数：約 1,900～3,700 人
建物被害	全壊棟数：約 9 万棟 半壊棟数：約 24.4 万棟
ライフライン被害	上水道：約 69 万人（1 日後の断水人口） 停電件数：約 12 万件 固定電話不通回線数：約 3.5 万回線 ガス供給停止戸数：約 6.4 万戸
経済被害	直接被害及び間接被害合計：18.7 兆円

（広島県地震被害想定調査報告書（R7.10））

1-4 基本方針

中国地方整備局は、その諸機能を継続するため、下記の方針に基づいて、業務の継続性を確保するものとします。

- ① 被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くします。
- ② 国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努めます。
- ③ 中国地方整備局の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保します。
- ④ 中国地方整備局の業務継続性確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分します。

1-5 中国地方整備局の任務・役割

災害時における中国地方整備局の任務及び役割は、所掌事務の遂行を通じて、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することです。

そのため、本局や事務所等が大規模な災害に見舞われた場合においても、中国地方整備局防災業務計画で定められている業務について最優先で取り組むとともに、それ以外の一般業務のうち特に継続が不可欠とされた業務についても、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入することとします。

1-6 中国地方整備局における事前行動（災害予防）

中国地方整備局では、上記の被害想定に基づき、災害に対する平時からの備えとして、次のような事前行動を行っており、さらに、今後も積極的に取り組むこととしています。

- ① 業務継続のための執務体制の確保
 - ・ 参集要員の指定
 - ・ 発災時の行動
 - ・ 安否確認
 - ・ 権限委任
 - ・ 関係機関との連携（関係機関との連絡体制、現地情報連絡員の派遣体制、緊急自動車の指定、ヘリコプターの運航体制など）
 - ・ 負傷者の救護
- ② 業務継続のための執務環境の確保
 - ・ 庁舎・宿舍（耐震対策、庁舎点検担当者）
 - ・ 備品の転倒防止対策
 - ・ 予備電源設備
 - ・ 通信設備・情報システム（多重無線（マイクロ）等、光ファイバネットワーク、建設行政WAN、メール・インターネット、防災情報システム・行政情報システム、通信施設復旧体制の確保）
 - ・ バックアップ（災害対策本部のバックアップ、データのバックアップ、食料等の備蓄、各個人における業務継続への取り組み）

1-7 中国地方整備局における震後行動

(1) 災害応急対策業務

① 河川事務所の行動計画

河川事務所は、地震発生後、堤防や水門等の河川管理施設の緊急点検を実施し、被害状況を確認します。

緊急点検により判明した被災箇所は二次災害発生の可能性が高い箇所から優先的に緊急復旧を実施します。

災害協定を締結している建設会社には、この復旧活動実施の協力を要請します。

② 道路事務所の行動計画

道路事務所は、緊急輸送道路をはじめとする、道路ネットワークを確保するため、発災後速やかに緊急点検や道路障害物の撤去を実施します。

災害協定を締結している建設会社には、これら緊急道路障害物の除去、緊急道路の応急復旧、及び交通規制の実施と、そのための人員・資機材を確保する等の対応を要請します。

③ 港湾事務所の行動計画

港湾事務所では航路・泊地の確保の他、港湾管理者と連携し、岸壁、臨港道路等の被災点検を実施し、緊急物資輸送支援を実施します。

災害協定を締結している建設会社には、この復旧活動実施の協力を要請します。

(2) 一般継続重要業務

中国地方整備局の各部局は、災害時にも継続すべき次の通常業務を実施します。ここで示す業務は14日以内に継続すべき業務です。

- ・ 工事等の設計変更、検査及び支払い、入札・契約手続き、支払い手続き、補助金の交付、訴訟に関する事務
- ・ 許認可、指導監督に関する業務
- ・ 指定区間外の一般国道の新設及び改築の認可（道路）、地方公共団体等との受委託契約等に関する事務（河川）、埠頭施設の保安に関すること（港湾）

第2部 建設会社としての重要事項

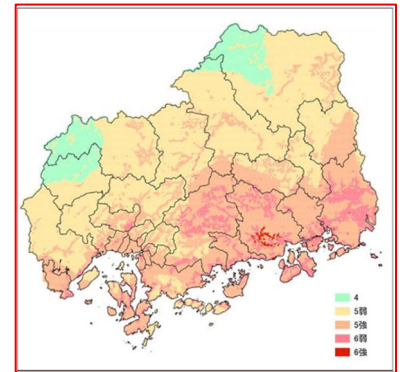
2-1 想定被害による自社への影響

別紙の県別の想定災害も考慮し、貴社の周辺で発生確率が高く、貴社自らが被害を受ける大規模災害を想定してください。中国地方において発生する確率の高い大規模災害は以下のもの（(1)～(5)）があります。

(1) 地震及び津波

災害事例：南海トラフ巨大地震

※「1-3 被害想定」参照



南海トラフ巨大地震

(2) 高潮災害

災害事例：平成 16 年 8 月台風 16 号、9 月台風 18 号

被害状況：浸水棟数 7,178 棟（台風 16 号）、

浸水棟数 3,938 棟（台風 18 号）

高潮災害の被害想定には、各県 HP で公表される高潮・津波浸水想定区域図や各市町 HP で公表されるハザードマップ等を参照してください。



広島県竹原市浸水状況

(3) 土砂災害

災害事例：平成 26 年 8 月末土砂災害（広島県）

被害状況：死者 77 名、人家全壊 179 戸、半壊 217 戸、一部損壊 190 戸、土石流等 107 件、
がけ崩れ 59 件（消防庁緊急対策室発表 第 47 報）

土砂災害の被害想定には、各県 HP で公表される土砂災害警戒区域及び特別警戒区域や各市町 HP で公表されるハザードマップなどを参照してください。



広島県広島市安佐南区

(4) 豪雪

災害事例：令和 4 年 12 月末豪雪災害

被害状況：死者 6 名、負傷者 34 名、住宅被害 22 棟、停電、断水、交通障害等

災害事例：平成 29 年 2 月大雪災害（鳥取県）

被害状況：死者 1 名、負傷者 10 名、住宅被害 4 戸、
車両の立往生（鳥取自動車道、米子自動車道、
国道 53 号線、373 号線）等



国道 54 号交通規制

(5) 洪水

災害事例：平成 30 年 7 月豪雨（岡山県・広島県・愛媛県）

被害状況：死者 224 名、行方不明者 8 名、全壊 6695 軒、
上浸水 8640 軒（土砂災害被害含む）



山口県萩市浸水状況

洪水氾濫の被害想定には、各県 HP で公表される浸水想定区域図や各市町 HP で公表されるハザードマップなどを参照してください。

別紙

鳥取県想定災害		
想定事象	レベル	具体例および考え方
地震	レベル 3	・ 県内で最も大きな被害が想定されている地震【鹿野・吉岡断層、倉吉南方の推定断層、鳥取県西部地震、雨滝一釜戸断層等に起因する地震 等】
	レベル 2	・ 上記地震相当の被害が想定される地震の次に被害が大きい上位 2 地震
	レベル 1	・ その他（レベル 2、3 に当てはまらない地震）
風水害	レベル 3	・ ハザードマップ等で想定されている想定最大規模の浸水害【千代川・天神川・日野川等】 ・ 過去最大被害が発生した風水害相当の浸水害
	レベル 2	・ ハザードマップ等で想定されている計画規模の浸水害
	レベル 1	・ 毎年発生する台風レベルの浸水害
その他災害	レベル 3	・ 設定なし
	レベル 2	・ 広域で通行止め等が発生する大規模雪害 ・ 広域で立入禁止区域等が設定される大規模火災 など
	レベル 1	・ その他

島根県想定災害		
想定事象	レベル	具体例および考え方
地震	レベル 3	・ 県内で最も大きな被害が想定されている地震【宍道断層、大田市西南方断層、浜田市沿岸断層、島根半島沖合（F56）断層 等】
	レベル 2	・ 上記地震相当の被害が想定される地震の次に被害が大きい上位 2 地震
	レベル 1	・ その他（レベル 2、3 に当てはまらない地震）
風水害	レベル 3	・ ハザードマップ等で想定されている想定最大規模の浸水害【斐伊川・江の川・高津川等】 ・ 過去最大被害が発生した風水害相当の浸水害
	レベル 2	・ ハザードマップ等で想定されている計画規模の浸水害
	レベル 1	・ 毎年発生する台風レベルの浸水害
その他災害	レベル 3	・ 設定なし
	レベル 2	・ 広域で通行止め等が発生する大規模雪害 ・ 広域で立入禁止区域等が設定される大規模火災 など
	レベル 1	・ その他

岡山県想定災害		
想定事象	レベル	具体例および考え方
地震	レベル 3	・南海トラフ地震 ・県内で最も大きな被害が想定されている地震【倉吉南方の推定断層、鳥取県西部地震、山崎断層帯、那岐山断層帯、長者ヶ原－芳井断層、大立断層・田代峠－布江断層等】
	レベル 2	・上記地震相当の被害が想定される地震の次に被害が大きい上位 2 地震
	レベル 1	・その他（レベル 2、3 に当てはまらない地震）
風水害	レベル 3	・ハザードマップ等で想定されている想定最大規模の浸水害【吉井川・朝日川・高梨川等】 ・過去最大被害が発生した風水害相当の浸水害
	レベル 2	・ハザードマップ等で想定されている計画規模の浸水害
	レベル 1	・毎年発生する台風レベルの浸水害
その他災害	レベル 3	・設定なし
	レベル 2	・広域で通行止め等が発生する大規模雪害 ・広域で立入禁止区域等が設定される大規模火災 など
	レベル 1	・その他

広島県想定災害		
想定事象	レベル	具体例および考え方
地震	レベル 3	・南海トラフ地震 ・県内で最も大きな被害が想定されている地震【長者ヶ原－芳井断層、日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）、中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、五日市断層帯、岩国断層帯、安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）等】
	レベル 2	・上記地震相当の被害が想定される地震の次に被害が大きい上位 2 地震
	レベル 1	・その他（レベル 2、3 に当てはまらない地震）
風水害	レベル 3	・ハザードマップ等で想定されている想定最大規模の浸水害【芦田川・太田川・小瀬川等】 ・過去最大被害が発生した風水害相当の浸水害
	レベル 2	・ハザードマップ等で想定されている計画規模の浸水害
	レベル 1	・毎年発生する台風レベルの浸水害
その他災害	レベル 3	・設定なし
	レベル 2	・広域で通行止め等が発生する大規模雪害 ・広域で立入禁止区域等が設定される大規模火災 など
	レベル 1	・その他

山口県想定災害		
想定事象	レベル	具体例および考え方
地震	レベル 3	・県内で最も大きな被害が想定されている地震【大竹断層（小方ー小瀬断層）、菊川断層、大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）、徳佐ー地福断層 等】
	レベル 2	・上記地震相当の被害が想定される地震の次に被害が大きい上位 2 地震
	レベル 1	・その他（レベル 2、3 に当てはまらない地震）
風水害	レベル 3	・ハザードマップ等で想定されている想定最大規模の浸水害【千代川等】 ・過去最大被害が発生した風水害相当の浸水害
	レベル 2	・ハザードマップ等で想定されている計画規模の浸水害
	レベル 1	・毎年発生する台風レベルの浸水害
その他災害	レベル 3	・設定なし
	レベル 2	・広域で通行止め等が発生する大規模雪害 ・広域で立入禁止区域等が設定される大規模火災 など
	レベル 1	・その他

2-2 災害が起きたら実施すべきこと

(1) 災害時の組織体制と指揮命令系統

皆様の会社が災害後迅速に事業を実施・継続するためには、災害時の組織体制と指揮命令系統を明確にしておき、即座に発動させる必要があります。

経営者や各部門の責任者が不在であったり、連絡がつかない場合もよくあります。

したがって、複数の代理とその代理順位を定めておき、どんな時でも組織としての指揮命令や報告が滞らないようにすることが必要です。

(2) 災害時の対応拠点の確保

災害時には、情報を集め、検討し、指示を出し、発注者や取引先と早急に連絡をとるためにも、対応拠点の確保が不可欠です。本社が無事ならあらかじめ定めた場所（会議室等）を対応拠点とすればよいのですが、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフライン途絶等の理由で使えない場合に備え、代替対応拠点も必ず決めておき、出来る範囲で拠点として使う準備をしておくことが重要です。

(3) 情報発信・情報共有

災害が発生した場合、災害協定先・公共発注者・施主等の重要連絡先と確実に連絡が取れる体制の確保が重要です。

このような連絡を迅速にするには、平時の連絡担当者が対応拠点にいないと想定して、緊急連絡先と連絡事項のリストを用意し、定期的に更新することが必要です。災害の通信手段は、電話や携帯電話がつかない懸念があるため、複数の連絡手段を用意する必要があります。近年の震災事例では、携帯電話のメール（インターネットに接続可能な場合には電子メール等）は比較的つながっており、その活用が有効と考えられます。

(4) 安否確認

災害の発生後、できるだけ速やかに社員（役員及び従業員、臨時職員等も含む）の安否を確認することが必要です。誰が動けるのかを把握することは事業継続のための第一歩です。災害時には通話の殺到で電話や携帯電話が通じにくくなります。これに備え、携帯メールなどを利用して安否を報告させるなどの方法を定めておき、訓練もしていくことが重要です。また、勤務中に災害が起きた場合、家族の安否が確認出来ない社員は仕事を継続しにくくなりますので、家族の安否確認方法を決めておくように指示することが必要です。

(5) 二次災害の防止

災害の発生後、できるだけ早く施工中の現場及び社屋の被害状況を確認します。

被害者が出ていなくても、火災の発生、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩、余震による倒壊（特に敷地外への倒壊）など二次災害を防止しなければなりません。

その場にいる社員や協力会社社員などから情報を収集し、また社員等を現場に派遣したりして、協力会社等と連携しながら二次災害を防止します。

皆様の会社の現場や社屋の二次災害の防止は、発注者からの災害対応要請への対応や得意先への支援を行う前に実施しなければなりません。

(6) 重要な情報のバックアップの活用

災害の発生後、重要な業務の実施・継続には、重要な情報や書類等が必要ですが、被害で失われることも考えて、必ずバックアップが必要です。

(7) 必要な人員と資機材の調達

上記のような対応を行った上で、必要な人員や資機材の調達準備など事業継続の体制を整え、発注者や取引先との協定・契約の遂行や得意先への対応を行います。

2-3 平時から準備すべきこと

災害が発生したときに被害を軽減し、かつ、以上の対応を速やかに行うためには、平時から備えを行うことが不可欠です。主なものは次のとおりです。

- ・組織体制、指揮命令系統、対応拠点の決定と訓練（対応拠点は、発注者、取引先などにあらかじめ知らせておく）
- ・安否確認方法の周知と訓練（電話や携帯電話が通じないことを想定して、携帯メールなどの活用も考える）
- ・二次災害の防止のための事前対策（社屋や施工現場の火災や延焼、倒壊等の防止の対応計画など）
- ・災害時の対応にあたる社員のための備蓄（水、食糧、簡易トイレなど）、救命機材の準備
- ・必要な情報・書類等のバックアップの実施（データ、重要文書・図面など）
- ・事業所の耐震性の把握（必要ならば、簡易でも良いので補強）
- ・書棚やロッカー等の固定
- ・社員の家庭における耐震補強や家具の固定
- ・災害協定の締結先の整理（災害が発生したときの対応の整理）

2-4 維持・向上の取組みの必要性

以上の対策を行うことで、災害時における事業継続力は格段に向上します。

ただし、この作成解説書を活用して対応の体制や計画を作っても、放っておけば皆様の会社の実態に次第に合わなくなってしまう。また、社員の方々の認識も低下していきます。したがって、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。毎年少なくとも 1 回、また新しい業務、組織、取引先などができたらその都度、これらの計画を見直し、より良い計画へと向上させていく必要があります。

第3部 BCPの記載内容

本書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定（詳細は「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」参照）の審査書類作成の手引きです。確認項目毎に示している作業上のポイントや解説、様式の作成例を参照しながら作成していただくとより効率的です。また本書で「必須」としている様式は、「実施要領」におけるチェック項目を満たす様式の一例で、「重要」としている様式は、整備することが望ましい様式の一例です。なお、本書に掲載している様式の内容は記載例であり、作業上のポイントを満たす内容であれば、様式（記載例）の全ての項目を記載する必要はありません。

審査書類は、これまで会社で作成している事業継続計画や災害対策計画などで類するものがある場合は、該当する部分の写しを提出してください。

審査では、表 1-1 に示している「確認項目」「確認内容」の全てについて確認しますので、審査書類に欠落が無いように審査用チェックシート（「実施要領」参照）を作成し、審査書類と併せて提出して下さい。

表 3-1 確認項目と確認内容

	確認項目	確認内容	
A	計画策定の意義と検討体制	A-1	計画策定の意義・目的、検討体制
B	重要業務の選定と目標時間の把握	B-1	受ける被害の想定
		B-2	重要業務の選定
		B-3	目標時間の把握
C	災害時の対応体制	C-1	社員及び家族の安否確認方法
		C-2	BCP の発動基準と災害時の対応体制
		C-3	費用のさほどかからない対策
D	対応拠点の確保	D-1	対応拠点、代替対応拠点の確保
E	情報発信・情報共有	E-1	発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識
F	人員と資機材の調達	F-1	自社で確保している資源の認識
G	訓練計画と定期点検計画	G-1	訓練計画
		G-2	定期点検計画
H	訓練と定期点検の実施（2回目以降の申請の場合必須）	H-1	訓練の実施状況
		H-2	定期点検の実施状況
		H-3	事業継続計画の改訂履歴

表 3-2 書類の確認ポイント

確認ポイント	審査用チェックシートの項目を全て満足しているか。 作成書類に不備が無いか。 作成している書類に嘘偽記載がないか。嘘偽記載の疑いがある場合は口頭審査時に確認する。
--------	---

表 3-3 口頭審査の確認ポイント

確認ポイント	嘘偽記載の有無の確認。 作成書類の不備について、その是正措置の確認。是正内容が軽微であり短期間で是正可能である場合は、修正を指示する。 審査用チェックシートの未記入の箇所について、その理由が妥当であるかの確認。
--------	--

＜BCP作成の大まかな流れ＞

BCP作成の大まかな流れを以下に示します。

① 検討体制の確立

BCPを作成するにあたり、意義・目的の設定や検討体制を構築します。

② 被害想定

はじめに、「②被害想定」として、BCPの対象とする災害（地震、洪水等）を選定し、自社関連施設や公共交通機関やライフライン等が受ける被害を想定します。

③ 重要業務と目標時間の設定

つぎに、自社の人員や関連施設等が被害を受けることを踏まえて、発災後に実施すべき「③重要業務と目標時間」を設定します。「③重要業務と目標時間の設定」は、「②被害想定」とともに「④計画策定」の与条件となります。

④ 計画策定

「④計画策定」は、BCPの対象とする災害が発生し、重要業務を目標時間（着手時間）内に実施するための対応体制について検討します。

【具体的な検討内容】

- ・「C 災害時の対応体制」は、BCPの発動基準、安否確認の方法、対応組織、対応拠点（電源の確保方法等）等について整理します。
- ・「D 対応拠点の確保」は、対応拠点が使用不可能な場合に備えて、代替対応拠点の選定と電源の確保方法等について整理します。
- ・「E 情報発信・情報共有」は、重要取引先との連絡方法について整理します。
- ・「F 人員と資機材の調達」は、災害時に必要となる人員と資機材の調達先とその連絡方法について整理します。
- ・「G 訓練計画と定期点検計画」は、C～Fで策定した計画の実行性を高めるために訓練計画を立案することと、最新の状態に保つように定期点検計画を作成します。
- ・「H 訓練と定期点検の実施」は、訓練の実施記録を整理し、訓練の実施状況を踏まえてB～Gを見直します。また、定期点検の実施記録として各様式の更新履歴を整理するとともに、事業継続計画の改訂履歴をまとめます。

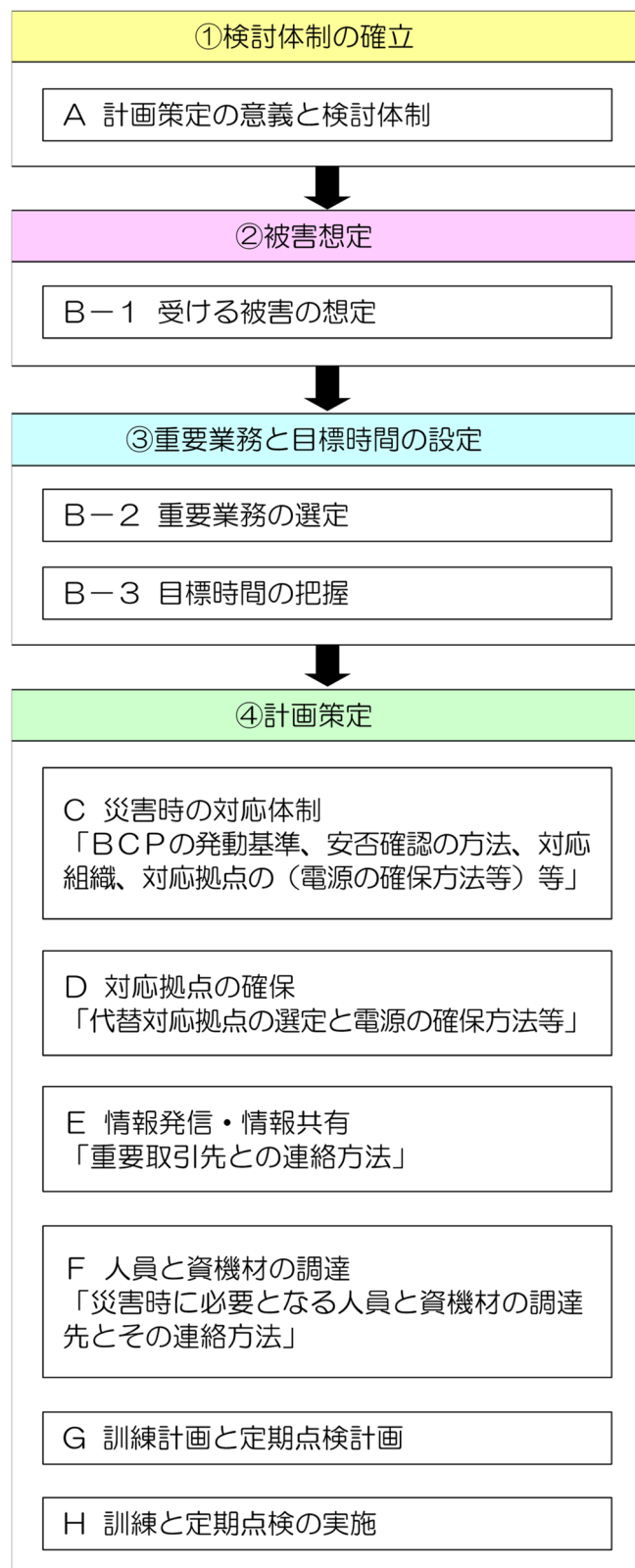


図 3-1 計画策定の大まかな流れ

表 3-4 様式一覧表

	確認項目	重要 必須	様式名
① 体制の検討	A-1 計画策定の意義・目的	必須	様式A-1-1 計画策定の意義・目的
		必須	様式A-1-2 計画策定の検討体制
② 被害想定	B-1 受ける被害の想定	必須	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
		必須	様式B-1-1 補足資料 自社関連施設の位置図
		重要	様式B-1-2 建物の耐震性に関する状況把握
		必須	様式B-1-3 ライフラインの被害想定
③ 重要業務と目標時間の設定	B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定	必須	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表
		必須	様式B-3-1 重要業務の目標(着手)時間の検討表
	B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握	必須	様式B-3-1 補足資料 重要業務の目標時間の検討表
		重要	様式B-3-2 全体手順初期
④ 計画策定	C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	様式C-1-1 安否確認方法一覧表
		重要	様式C-1-2 社内の連絡体制表
		重要	様式C-1-3 各社員への周知
	C-2 BCP の発動基準と災害時の対応体制	必須	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要
		必須	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図
		重要	様式C-2-3 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法
	C-3 費用のさほどかからない対策	重要	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧
		必須	様式C-3-2 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画
	D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	様式D-1-1 拠点候補リスト
		必須	様式D-1-2 代替対応拠点の概要
	E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
		重要	様式E-1-2 施工中現場の連絡先リスト
	F-1 自社で確保している資源の認識	必須	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など
	G-1 訓練計画	必須	様式G-1-1 災害時対応訓練の実施計画
	G-2 定期点検計画	必須	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画
	H-1 訓練の実施状況	必須	様式H-1-1 訓練実施記録一覧表
		必須	様式H-1-2 訓練実施記録
		重要	様式H-1-3 講習会、勉強会等への参加記録表
	H-2 定期点検の実施状況	必須	様式H-2-1 様式の更新履歴一覧表
	H-3 事業継続計画の改訂履歴	重要	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴

A 計画策定の意義と検討体制

建設会社の皆様は、災害時の事業継続計画について取り組んでいくことを決定・周知し、その意義や目的を明らかにする必要があります。このとき、計画の実効性を高めるために経営層のトップ自らが関与することが必要です。また、経営層のトップから個々の社員に至るまで重要業務を継続させようという意識を共有し、災害に対応していくことが求められるので、全社的に取り組むことが必要です。

さらに、策定もしくは定期的に更新された事業継続計画は、全ての社員に周知しなければ、災害時に機能しません。よって、周知方法についても検討しておくことが重要になります。

A-1 計画策定の意義・目的

事業継続計画の意義・目的を記載してください。また、事業継続計画の検討体制を記載してください。

作成様式

- ・様式A-1-1（必須） 計画策定の意義・目的
- ・様式A-1-2（必須） 計画策定の検討体制

作業上のポイント

計画策定の意義・目的、検討体制が記載されているか。

- ☐ 計画策定の意義・目的が記載されている
- ☐ 計画策定の検討体制が記載されている

【解説】

(1) 事業継続計画の意義・目的

建設会社の皆様は、災害時に備えて、事前に事業継続計画について取り組んでいくことを決定し、周知しその意義や目的を明らかにする必要があります。このとき、計画の実効性を高めるために経営層のトップ自らが内容について熟知しておくことが必要です。また、経営層のトップから個々の社員に至るまで重要業務を継続させようという意識を共有し、災害に対応していくことが求められるので、全社的に取り組むことが必要です。

また、建設会社は、社内外の関係者に対して事業継続に関する活動について説明し、了解をとりつけることが必要です。

計画策定の意義・目的の記載例を以下に示します。計画策定の意義・目的は、各社の経営理念や経営計画を踏まえ、「従業員を守ること」や「企業を存続させること」、「地域貢献」に関することを含めて記載してください。

【作成例】

様式A-1-1（必須） 計画策定の意義・目的

計画策定の意義・目的	【記入例】 大規模な地震が発生した場合、会社の施設や従業員及びその家族が被害を受け、当社の事業活動に大きな影響が及ぶことが予想される。 災害時には、重要業務の継続および万一中断した場合の早期復旧のために、平常時より事業継続に関する準備が必要となる。 当社では、重要業務を継続し、公共インフラおよび民間施主の復旧工事を通じて、経済・社会活動の早期復旧に協力するとともに、国および地方公共団体、民間施主の事業継続に貢献することを目指す。 ①社員、その家族の生命・身体の安全確保に全力をつくす ②会社施設等の被害の最小化に努める ③救援活動・復旧活動に全面的に協力する ④施工中の建物の倒壊などによる近隣地域への二次災害の発生を防止し、地域の方々の安全確保を図る ⑤当社施工物件の被害状況を迅速に把握し、お客様の事業継続に向けた応急措置および適切な復旧活動に協力する ⑥災害などのリスクに強い企業となることを目指し、事業継続計画を定期的に見直し、改善する
------------	--

(2) 検討体制

事業継続計画は、経営者や一部の幹部のみが関与して作成するのでは効果が期待できません。会社のトップから個々の社員までが、災害にあっても重要業務を継続させようという意識を共有し災害時に実行していくことが必要です。このためには、全社的に策定を行うことが必要です。以下に検討体制の作成例を示します。作成例は、審査項目ごとに代表者を決めています。皆様の建設会社の組織形態や事業継続計画の項目に沿って作成していただいても結構です。なお、計画策定の検討体制が特定の部署や個人に集中しないよう留意してください。

BCPをワークショップにより検討してきた場合は、ワークショップ時の写真を掲載して頂いても結構です。

【作成例】

様式A－1－2（必須） 計画策定の検討体制

役割	所属	役職	氏名
総括	—	代表取締役	〇〇〇〇
A重要業務の選定と目標時間の把握	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇
B災害時の対応体制	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇
C対応拠点の確保	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇
D情報発信・情報共有	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇
E人員と資機材の調達	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇
F訓練計画と定期点検計画	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇

B 重要業務の選定と目標時間の把握

自社の周辺地域で大規模な災害が起きた場合、例えば、自社の施設が被災して使用できない、半数の社員が参集できないなど、業務を行う上で相当の制約が生じることが想定されます。自社に被害があることを想定し、実施できる業務に制約がある状態を設定してください。

一方で、建設会社はインフラの復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、発災直後からの迅速な活動が各方面から期待されています。発注者や取引先、所在地域周辺から期待されている業務を認識し、優先的に取り組むべき「重要業務」の選定と、復旧工事に着手・完了できる「目標時間」を設定することが重要です。

B-1 受ける被害の想定

自社周辺地域で懸念される災害を想定してください。次に、その災害により自社が受ける被害を想定して下さい。また、被害によるライフラインの被害状況や自社の建物の被害状況を概略把握して下さい。

作成様式

- ・様式B-1-1（必須） 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
- ・様式B-1-1 補足資料（必須） 自社関連施設の位置図
- ・様式B-1-2（重要） 建物の耐震性に関する状況把握
- ・様式B-1-3（必須） ライフラインの被害想定

作業上のポイント

自社周辺地域の災害を想定しているか。

- ☐ 自社周辺で想定される大規模な災害を複数ピックアップしている
- ☐ 自社周辺でピックアップした災害の内、事業継続計画で対象とする災害を選定し、その選定経緯を記載している
- ☐ ハザードマップなどに自社関連施設（拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど）をプロットしている
- ☐ 事業継続で対象とした災害の根拠資料（ハザードマップ、震度分布図等）と出典を記載している。

作業上のポイント

対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定しているか。

- ☐ 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している
- ☐ 対象とする災害時のライフラインの停止日数を想定している（公共の電気は停止することを基本とする）
- ☐ ライフラインの遮断日数の出典と根拠資料が添付されている

【解 説】

(1) 皆様の会社が直面する災害リスクは何か

皆様の会社の事業の実施・継続を危うくする自然災害の情報を、会社の所在する自治体（県、市町村）等のホームページや配付資料などより複数入手し、整理してください。自然災害の情報は、地震、津波、洪水、土砂災害、積雪等について幅広く収集・整理し、自社に被害を及ぼす自然災害にどのようなものがあるのか認識を深めてください。

そして、事業継続計画の対象とする災害を1つ以上選定し、選定した理由を記載してください。

災害の選定が難しい場合は、震度6強の地震を目安とし、設定してください。災害時の事業継続力を高めるためには、地震だけでなく、高潮・洪水・土砂災害などあらゆる災害を想定することが重要ですが、地震は予測が困難な点に特徴があり、事業継続計画の検討を進めるための災害として適しています。これに対して、高潮・洪水・土砂災害などは、天気予報などである程度予測可能です。まずは、地震を対象として事業継続計画を策定し

た後、その次のステップとして他の災害を対象として事業継続計画を検討することも可能です。

事業継続計画は、自社関連施設・社員・自社周辺施設（道路、鉄道等）が被害を受け、人・資材等が制約を受ける条件下を想定して、重要業務を目標時間内に開始するための計画です。そこで、対象とする災害の震度が小さい場合、公表される震度に対し「プラス0.5 もしくはプラス1」する等ランクアップして設定することも必要です。このように対象とする災害を選定した場合、事業継続計画で対象とした災害の選定経緯として記載するようにしてください。

【自然災害の収集方法について】

1. 内閣府防災情報

防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

2. 国土交通省

ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>

3. 各県市町村ホームページ

各種ハザードマップ（洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、火山）は、「2.国土交通省ポータルサイト」より入手可能ですが、最新の情報に更新されていない場合もありますので、各県市町村に問い合わせして下さい。

4. その他

地震情報サイト JIS

<http://j-jis.com/data/yosokumap/>

地震ハザードステーション 地震動予測地図

<http://j-jis.bousai.go.jp/map/>

つぎに、ハザードマップや設定した震度分布図などに自社関連施設（対応拠点、代替対応拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど）をプロットしてください。作成例を「様式B-1-1 補足資料（必須）自社関連施設の位置図」に示します。

そして、自社関連施設をプロットしたハザードマップや震度分布図を利用して、これら災害等の被害の影響が、自社関連施設、周辺地域（道路、鉄道、建物等）、取引先、ライフライン（電気、水道、電話等）等へどのように及ぶのか、さらに事業継続を実施していく上でどのような影響が及ぶのかを広い視野で捉えて、認識を深めてください。

例えば、対応拠点と代替対応拠点が、同じ大きさ震度分布の場所にある場合、代替対応拠点は、対応拠点よりも震度分布の小さい場所に移すことの判断材料になります。

この被害想定は、以後の検討における与条件となることから、被害想定を十分に実施することで、詳細な検討が可能になり、事業継続計画の実行性を高めることができます。表3-5に被害想定が影響する検討項目とその事例について示します。

表 3-5 被害想定が影響する様式について

検討項目	被害想定が検討項目に影響する事例
B-3 目標時間の把握	被害想定として、道路の通行止めや鉄道の運行停止等が発生する場合、災害対応要員の参集時間に影響する。さらに、目標時間に影響する。 ※ 影響する様式は、「様式B-3-1（必須）重要業務の目標時間の検討表」と「様式B-3-1 補足資料（必須）重要業務の目標時間の検討表」である。
C-1 社員及び家族の安否確認方法	- 安否確認の担当者が、道路の通行止めや鉄道の運行停止等により、目標時間内に参集できない場合、安否確認ができなくなる。 - 携帯メールが使用不可の場合、携帯メールを使用した安否確認方法は使用不可になる。 ※ 影響する様式は、「様式C-1-1（必須）安否確認方法一覧表」である。
C-3 費用のさほどかからない対策	被害想定を踏まえて、費用のさほどかからない対策を実施する。 ※ 影響する様式は、「様式C-3-1（重要）設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧」である。
C-2 BCP の発動基準と災害時の対応体制 D 対応拠点の確保	被害想定を踏まえて、対応拠点よりもリスクの少ない場所を代替対応拠点として選定する。例えば、震度の小さい場所や耐震性に優れる場所、浸水しない場所を選定することが必要である。 ※ 影響する様式は、「様式C-2-1（必須）対応体制・対応拠点の概要」、「様式D-1-2（必須）代替対応拠点の概要」である。
F 人員と資機材の調達	- 被害想定を踏まえて、震度分布が小さい場所や浸水しない場所に立地する協力会社を選定する。 - 憩意にしている協力会社が被害を受けやすい場所に立地している場合、バックアップとして被害の少ない場所に立地する協力者を選定しておくことが考えられる。

【作成例】

様式B-1-1（必須） 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理

リスクの種類	説明 (対応拠点での被害規模)	懸念される本社・支店、 現場事務所等の被害	懸念される 地域被害の種類	地域被害の概要 及び程度	対応の 優先順位	事業継続の対 象とする災害
地震 A	〇〇断層帯地震 (震度〇強)	本社ビル倒壊 代替拠点1:屋内の散乱 代替拠点2:一部倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・鉄道〇〇線停止 ・火災発生	別紙1 震度分布図参照	1	●
地震 B	〇〇断層帯地震 (震度〇強)	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別紙2 震度分布図参照	2	
高潮	高潮発生 (水深〇m～〇m)	本社 1 階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙3 高潮ハザ ードマップ参照	3	
大規模土砂災 害	土砂災害発生 (土砂崩れ発生)	自社関連施設（社員 寮）一部倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊	別紙4 ハザード マップ参照	4	
大規模水害	〇〇水系〇〇川で破堤 による洪水はん濫発生 (水深〇m～〇m)	本社 1 階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙5 洪水ハザ ードマップ参照	5	
大規模積雪	〇〇地域で大規模な積 雪発生(積雪〇m 以上)	無し	・国道〇号通行止め ・鉄道運行休止	別紙6 積雪分布図参照	6	
感染症	—	対応要員の確保に影響 を与える。	社員およびその家族 が感染	—	7	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
事業継続の 対象とする 災害の設定	※検討経緯・選定理由を記載					

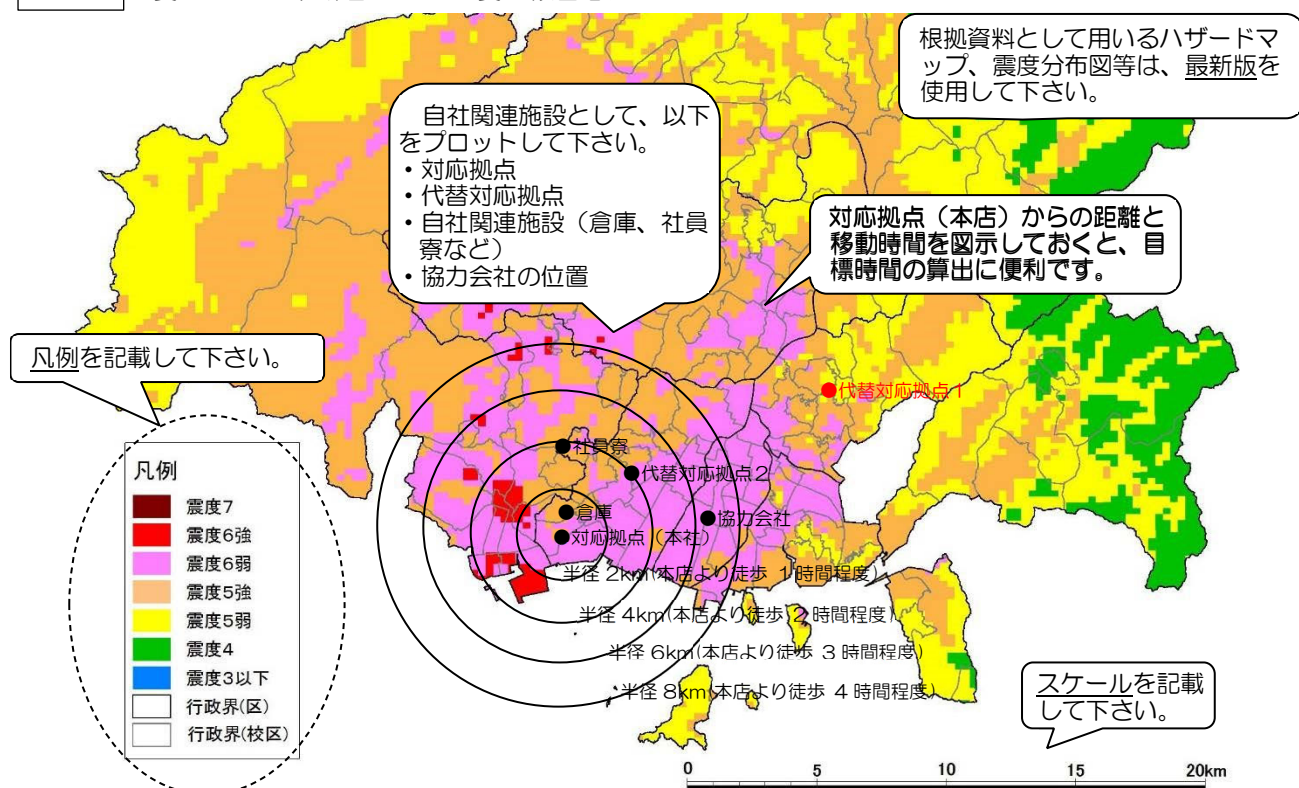
- ① 懸念される災害すべてについての被害想定根拠資料（ハザードマップ等）が必要です。
なお、更新のたびにハザードマップが最新であることを確認するようにしてください。
- ② 『2-1 想定被害による自社への影響』を参考に、自社地域で事業継続の対象とする災害を選定し、検討経緯・選定理由を記載します。

※検討経緯・選定理由の記載例 <記載例①> 上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震 A」とする。 【理由】自社関連施設の受ける被害が大きい。地震の発生は予測が難しく、これに対応できれば他の災害にも対応可能となるため。 <記載例②> 上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震 A」を基本とし、自社が被害を受ける規模にするために、公表される震度分布に対して一律「震度+1」して与えた。 【理由】その他の災害については、自社関連施設の受ける被害が小さいので、事業継続計画検討対象外とした。

【作成例】

様式B-1-1 補足資料（必須） 自社関連施設の位置図

別紙 1 地震 A：五日市断層による地震の被害想定



背景図：震度分布図（五日市断層による地震） 出典：広島市HP <http://www.city.hiroshima.lg.jp/> H25.10)

根拠資料の出典・アドレス・交付年月日を記載して下さい。

(2) 建物の災害危険度の概略把握

災害に対する建物の災害危険度を概略でよいので把握して下さい。自社が地震にどの程度弱いかわかり、被害発生後の対応を準備するだけでも、経営への影響を緩和できます。本社建物が被災を受け、対策本部の設置が困難な場合は、交通・通信の状態を見極め、代替対応拠点を選定する必要があります。

また、本社建物や代替対応拠点においては、多大な投資を要さない最低限の対応を行うことをお勧めします。例えば、建物の耐震補強には相当コストがかかるので、対策をあきらめたり先送りしたりしているかもしれませんが、最低限の対応を行うことで、本社や代替対応拠点の使用可能性が高まり、ボトルネックの解消につながります。

【作成例】

様式B-1-2（重要） 建物の耐震性に関する状況把握

対象施設	施設名称	構造・階数	建築時期	S56年6月以前 (●印)	耐震診断・補強の有無	目視による異常	耐震性診断・工事の予定・検討の状況
対応拠点	社屋A棟	鉄筋コンクリート3階建	S50年5月	●	未実施	有り (梁に亀裂)	耐震性診断の予定有り 工事の予定無し
自社 関連施設	倉庫B棟	RC2階建	H2年9月		未実施	有り(アルカリ骨材反応)	耐震性診断の予定有り 工事の予定無し
自社 関連施設	社宅	木造2階建	S51年5月	●	未実施	有り (梁に亀裂)	耐震性診断の予定有り 工事の予定無し
代替拠点1	〇〇支店	鉄筋コンクリート5階建	H7年5月		未実施	無し	耐震性診断の予定なし 工事の予定無し
...	...	...	...	...	...	...	...

- ① 自社の建物の耐震性を建築時期や耐震補強の履歴などから整理します。建築時期不明の場合、昭和56年以前と同様に扱います。
- ② 昭和56年(1981年)6月以前の建物(旧耐震基準により設計された建物)は震度5強を超える地震に耐えられることが確認されていません。
- ③ 目視による建物の大きなひび、傾き、構造に影響がありそうな破損の有無もチェックします。

(3) ライフラインの被害想定

本社及び代替対応拠点周辺のライフライン（電力、電話、光ケーブル、上水道、下水道、ガス等）の被害想定をしてください。

ライフラインが途絶えると、事業継続が著しく困難になります。事業継続計画では、ライフラインが途絶えることを想定し、事前に準備しておくべき人員や資機材の検討や発災後の行動内容を検討します。

例えば、「D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保」において、公共の電気が停止する期間中の電源の確保方策について検討し、その内容を具体的に「様式C-2-1（必須） 対応体制・対応拠点の概要」と「様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要」に反映します。

ライフラインの停止期間の根拠資料等の収集は極めて難しいため、根拠資料等の提出は求めませんが、自治体の被害想定検討資料・業務継続計画や既往の大震災時の事例（阪神淡路大震災、東日本大震災等）を各種ホームページなどより入手可能です。事業継続を図るにあたり、最小限必要と考えられる電力、電話、上水道を含めて設定するとより実効性の高いBCPになります。

【作成例】

様式B-1-3（必須） ライフラインの被害想定

リスクの種類：地震A

対象施設	ライフライン	停止期間の対策
対応拠点	電力	非常用発電機の確保、蓄電池・モバイルバッテリーの備蓄、懐中電灯の配備 （停止期間の想定：24 時間）
	電話	衛星電話、防災無線、トランシーバーの活用、安否確認サービスの導入、連絡網の整備 （停止期間の想定：24 時間）
	インターネット（光ケーブル）	モバイル回線によるバックアップ、紙台帳の準備、オフライン運用手順の整備 （停止期間の想定：24 時間）
	上水道	飲料水の備蓄、給水タンクの設置、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄、生活用水の確保 （停止期間の想定：2 週間）
	ガス	カセットコンロの備蓄、非常食の備蓄、簡易加熱資材の準備 （停止期間の想定：1 ヶ月）
代替対応拠点1	電力	非常用発電機の確保（停止期間の想定：24 時間）
	電話	防災無線、トランシーバーの活用（停止期間の想定：24 時間）
	インターネット（光ケーブル）	オフライン運用手順の整備（停止期間の想定：24 時間）
	上水道	飲料水の備蓄、給水タンクの設置、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄、生活用水の確保（停止期間の想定：2 週間）
	ガス	非常食の備蓄（停止期間の想定：1 ヶ月）

- ① 自治体の被害想定検討資料や業務継続計画、既往の大災害時のライフラインへの影響事例等を参考にして、本社および代替対応拠点におけるライフラインの停止期間を想定の上対策を記載するとより良いです。

自社関連施設、周辺地域、取引先、ライフライン等への影響を把握するにあたり、参考として、参考資料①に鳥取県業務継続計画が前提としている被害想定を、参考資料②にライフライン停止期間の掲載されている資料の例を紹介します。また、震度と被害状況の関係は気象庁 HP に掲載されています。

【参考資料①】鳥取県業務継続計画が前提としている被害想定

【業務資源（リソース）被害状況の考え方の目安】

業務資源名	被害の考え方の目安
事業所施設（庁舎）	①事業所施設は継続使用が不能と想定。近隣の代替拠点を利用。 ②事業所施設は継続使用が可能と想定。執務室内はキャビネット等の転倒、机上のパソコン落下、書類等の散乱が発生
従業員（職員）	本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の不通等により、業務に従事できない者が出ると想定。
電力	発災から3か月は外部からの電源供給がない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全城停電、1週間→3割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→8割復旧、3か月→ほぼ復旧)
上下水道	発災から5か月は使用できない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全城使用不可、1週間→1割復旧、2週間→5割復旧、1か月→6割復旧、2か月→7割復旧、3か月→9割復旧、5か月→ほぼ復旧)
ガス	発災から50日は供給がない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ全戸不通、1週間→3割復旧、2週間→4割復旧、1か月→7割復旧、50日→ほぼ復旧)
燃料（ガソリン、重油、軽油）	発災から7日は供給がない。 (県内の状況：燃料出荷が止まり、道路が寸断され、輸送網の回復のために7日を要する)
電話（固定、携帯）	発災から50日は通話ができない。 (県内の状況：発災～3日目→ほぼ不通、その後、順次回復するものの、通信ケーブルの切断、基地局の倒壊、蓄電池容量の枯渇、局舎倒壊、長時間停電による発電機燃料の枯渇などにより、通信インフラ復旧により、通話がほぼ回復するまで、50日を要する。)

出典：鳥取県「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本方針」
平成24年6月策定）

【参考資料②】ライフライン停止期間の掲載されている資料の例

- ・大規模地震による被害想定検討資料：各自治体 HP
- ・業務継続計画：各自治体 HP
- ・水害による被害想定：各自治体 HP
- ・阪神・淡路大震災の支援・復旧状況：兵庫県 HP
- ・東日本大震災 インフラ等の被害・復旧状況：内閣府 防災情報 HP
- ・東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組：国土交通省 HP
- ・東日本大震災 インフラ等の復旧状態：復興庁 HP
- ・熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について：内閣府 防災情報 HP
- ・熊本地震におけるライフライン復旧概況資料：能島暢呂
- ・平成12年鳥取西部地震「震災誌」：鳥取県 危機管理ポータルサイト

等

B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定

災害時に行わなければならない重要業務を選定してください。

作成様式

- ・様式B-2-1（必須）重要業務の候補の影響度比較表

作業上のポイント	重要業務が適切に選出されているか。
☐ 重要業務として以下の4つの業務が抽出されている ➤ 安否確認 ➤ 施工中の現場の被害状況の確認 ➤ 重要取引先との連絡と調整 ➤ 災害協定業務、その他の応急・復旧業務 ☐ 重要業務の選定根拠が記載されている	

【解 説】

(1) 限りある資源の配分

皆様の会社の地域が被災した場合、使用できる経営資源（人・モノ・カネ・情報）には相当の制約が生じます。このような制約条件下で、発注者や取引先、所在地域周辺から災害時にどのような期待をされているか想定し、また、経営的な観点も踏まえて、優先的に取り組むべき重要業務の選定を行うことが必要です。

(2) 災害時の重要業務とは

災害時の重要業務とは、発災後に自社への影響、発注者や取引先、所在地域周辺からの要望を考慮し、先に設定した自社の目標を達成するために優先的に取り組むべき業務です。

表に災害時の主な重要業務の例を示します。表は本認定制度で対象とする必要最低限の重要業務のみを記載していますが、重要業務は各社によって異なります。表 3-6 に示す4つの業務は重要業務となるように評価手法を設定し、平常時に実施している業務や発災後に新たに発生する業務を抽出して下さい。

表 3-6 災害時の主な重要業務の例

災害時の重要業務	必要性
安否確認	社員を守り、会社を存続させるためには、社員とその家族の安否確認を行う必要があります。また、事業継続を図るためには、安否確認により人員を確保する必要があります。
施工中の現場の被害状況の確認	建設企業の責務として必要であり、本格的な災害出動の前に行うべきです。
重要取引先との連絡と調整	災害協定先・公共発注者・施主等の重要な取引先からの要請工事は優先性が高いと考えられます。
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	インフラ復旧、倒壊建物の除去、避難所整備工事等の工事は、社会的に要請が高い業務であり、行政との協定等があれば早期の対応が望まれます。

(3) 災害時の重要業務を選ぶ方法

重要業務の選定は、(2)の業務を参考として抽出し、それらを比較検討して設定します。自社の利益への影響に加え、災害協定先、公共発注者、施主、取引先等への影響の度合（迷惑をかける度合を含む）、社会的影響の程度などの要因を3段階で比較します（3：影響が大きい、2：影響がある。1：影響が小さい）。

様式B-2-1は、「総影響度 3」のものだけを記載するのではなく、貴社の考える全ての重要業務を対象として比較し、重要業務の優先度を評価して下さい。

そして、これら要因ごとの重みも認識しつつ、影響を総合判断します。その際、後述するB-3の業務ごとの目標時間も考慮して、災害時の重要業務を実施可能な量に絞り込みます。様式B-2-1には、災害時の重要業務の設定理由・根拠について簡単に記載してください。（結果の詳細は、自社の秘密事項となります。）

【作成例】

様式B-2-1（必須）重要業務の候補の影響度比較表

重要業務名	業務停止による影響度合い※			総影響度 (平均値)	災害時の 重要業務 (対象業務に●)
	判断要因 利益への 影響	災害協定先、公 共発注者、施 主、取引先への 影響	社会的 影響		
安否確認	3	3	3	3.0	●
執務環境の確保	3	3	2	2.7	●
自社施設等の被害情報の収集	3	3	3	3.0	●
施工中の現場の被害状況の確認	3	3	3	3.0	●
重要取引先との連絡と調整	3	3	3	3.0	●
災害協定業務、その他の応急・ 復旧業務	3	3	3	3.0	●
近隣の救助活動	1	1	3	1.7	
入札	3	1	1	1.3	
金融機関との調整	3	1	1	1.3	
社員への給与の支払い	2	—	1	1.0	
協力者への支払い	2	—	1	1.0	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
BCPの対象とする災害時の 重要業務の設定理由・根拠	<記載例> ・ 総影響度が2.5以上の業務を災害時の重要業務とする（重要業務欄に●を記入）。 ・ 重要業務の内、上位の○業務を災害時の重要業務とする。 ・ 重要業務の実施順序を時系列に並べ、「災害協定業務、その他応急・復旧業務」までを災害時の重要業務とする。				

影響度：3：影響が大きい。2：影響がある。1：影響が小さい。

※これらは一例ですので、各社の判断により影響度を判断する要因を変えたり、必要と考えられる業務を追加してください。

B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握

重要業務毎の目標（着手）時間を記載してください。

作成様式

- ・様式B-3-1（必須）重要業務の目標（着手）時間の検討表
- ・様式B-3-1 補足資料（必須）重要業務の目標時間の検討表
- ・様式B-3-2（重要）全体手順初期

作業上のポイント

重要業務毎に目標（着手）時間が記載されているか。

- ☐ 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものか記載されている
- ☐ 重要業務毎に目標（着手）時間が記載されている
- ☐ 目標時間を算出した根拠資料が添付されている

【解 説】

(1) 重要業務ごとの目標時間の簡易な把握

1) 緊急対応・事業継続の検討条件

選定した災害時の重要業務毎に緊急対応・事業継続の目標時間を把握しておく必要があります。ただし、発災時の条件（季節、災害の種類、発災の時間等）によって目標時間が異なる場合があります。複数の条件を設定することが困難な場合、発災の時間は、「就業時間外（夜間・休日）」としてください。さらに、目標時間は、季節（春夏秋冬）、災害の種類（地震、洪水等）により異なるため、時期と災害についても条件設定をしてください。この条件下で作成しておけば、「就業時間内（平日）」にも適用可能です。

2) 非常参集メンバーの参集時間

非常参集メンバーの参集時間の設定にあたっては、以下の時間を考慮します。

- ・停電の中で着替えや装備品などを準備する時間を考慮します
- ・自宅から参集場所までの移動手段は、徒歩（可能であれば自転車）を原則とし、移動速度を平常時より遅い2 km/h程度とを考えてください。（災害対策本部や現場などへ向かう途上の道路も被害を受けており、停電した闇夜をガラス片、電線その他の落下物や倒壊した建物などをよけながら進むため、通常より時間が多くかかります。）

3) 重要業務の対応の目標時間

目標時間には、業務の着手時間と完了時間があります。このうち、災害発生時においては、いかに迅速に体制を整え重要業務に着手するかが重要となりますので、目標時間は重要業務の着手時間を記載して下さい。目標時間と現状時間は、災害発生からの経過時間を記載してください。時間は、30分、1時間、2時間、3時間、6時間、12時間、1日、2日、3日等、ある程度の区切りで見積ってください。

この目標時間は、被災した状況の中で本当に達成できるかどうか、認定審査でも重要な確認事項となります。

このため、目標時間において参集・稼働できる人員・資機材等を算出した根拠を簡潔で結構ですので添付してください。例えば、ある重要業務の着手時間の根拠資料は、重要業務を実施するために必要な人員（人数、資格）や資機材が揃うまでの災害発生からの経過時間・参集時間として与えられます。

「様式B-3-1 補足資料（必須）重要業務の目標時間の検討表」に目標時間の算出根拠の事例を示します。このような様式で目標時間の根拠資料を整理しておく、今後、目標時間の短縮について検討する際に、改善項目が明確になります。

なお、参集時間を算出するにあたり、重要業務を実施するために特定の要員が必要である場合、これら要員の参集時間を集計する必要があります。例えば、安否確認を実施する場合、安否確認の担当者が対応拠点に参集する時間を集計し、目標時間内に参集できることを確認する必要があります。さらに、安否確認を確実に実施するために、安否確認の担当者が2名必要である場合、不測の事態に備えて、3名以上を任命しておく必要があります。

【目標時間の目安】

中国地方整備局は、就業時間外（夜間・休日）での重要業務の対応の目標時間は、以下が目安と考えています。就業時間内では、これより短時間で対応が可能なら、それを目標時間とします。

・安否確認	2時間
・重要取引先に対する連絡と調整	6時間
・施工中の現場の被害状況の確認	半日
・災害協定業務その他の応急・復旧業務	1日

なお、上記以外の重要業務についても同様に目標時間を設定しますが、認定対象ではありません。しかし、皆様の会社の重要業務と目標時間の全体をみて、災害等の発生時にそのとおり実施できるか疑問な場合（例えば、短い目標時間で実施する重要業務が多すぎる場合）には、詳細説明や再検討を求めることがあります。

【作成例】

様式B-3-1（必須）重要業務の目標(着手)時間の検討表

発災の条件	〇月〇日（〇曜日）〇時〇分（就業時間外）、〇〇市で震度〇の地震発生	
重要業務名	総影響度	目標時間(着手時間※)
安否確認	3	2 時間
重要取引先との連絡と調整	3	6 時間
施工中の現場の被害状況の確認	3	12 時間
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	24 時間
...	...	...

① 発災の条件は、災害の種類と時間（就業時間外（夜間・休日））を設定してください。

※着手時間とは、災害発生から業務着手までの経過時間です。

【作成例】

様式B-3-1 補足資料（必須） 重要業務の目標時間の検討表

● 参集時間の集計表 徒歩で参集する場合(2km/h) 自転車で参集する場合(6km/h)

役職	氏名	住所	所属班	自宅⇒本社・支社への参集				
				出発地	参集場所	距離(km)	移動時間 徒歩 (分)	移動時間 自転車 (分)
A係長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	業務班	自宅	本社	3.0	90	30
B係長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	業務班	自宅	本社	4.2	126	42
C係長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	総務班	自宅	本社	4.8	144	48
D社員	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	総務班	自宅	本社	5.5	165	54
E社員	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	総務班	自宅	本社	6.0	180	60
F課長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	対外班	自宅	本社	14.0	420	141
G課長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	総務班	自宅	本社	16.0	480	159
H課長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	支援班	自宅	本社	16.5	495	165
I社員	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	対外班	自宅	本社	17.0	510	171
J係長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	支援班	自宅	本社	17.5	525	174
K係長	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	業務班	自宅	本社	17.8	534	177
L社員	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	業務班	自宅	本社	18.0	540	180
M社員	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇	業務班	自宅	本社	24.0	720	240
...	...	...	...	...	...	...	...	...

●目標時間算出根拠（安否確認、重要取引先との連絡と調整、災害協定業務、その他の応急・復旧業務）

各担当者は、不測の事態に備えて、担当者以外にも活動できる人員を別途決めておく必要があります。

＜災害対策本部に直接参集する人員＞

表中の数値の単位は人数

	班	発災～1 時間	1 時間～2 時間	2 時間～3 時間	3 時間～6 時間	6 時間～12 時間	12 時間～1 日
参集人員	対外班	0	3	0	1	1	4
	設備班	0	0	0	2	2	4
	安否確認班	0	0	0	2	1	5
	救護班	1	1	0	2	1	4
	合計	0	4	0	7	5	17
	累加	1	5	5	12	17	34
重 要 業 務 の 実 施 に 必要な人数・要員			安否確認 担当者 2 人		重要取引先との 連絡と調整 担当者3人		災害協定業務、 その他の応急・ 復旧業務 担当者3人

安否確認 目標時間 2 時間
 C係長:〇〇、D社員:〇〇、E社員:〇〇

重要取引先との連絡と調整 目標時間6時間
 F課長:〇〇、G課長:〇〇、H課長:〇〇
 I 社員:〇〇

災害協定業務、その他の応急・復旧業務 1 日
 J係長:〇〇、K係長:〇〇、L 社員:〇〇、
 M社員:〇〇

●目標時間算出根拠（施工中現場の被害状況の確認）

＜自宅から直接現場に向かう人員＞徒歩で参集する場合(2 km/h) 自転車で参集する場合(6 km/h)

現場名	現場住所(概略)	担当	氏名	参集 距離 (km)	参集時間(hr) 徒歩で参集 (2 km/h)	参集時間(hr) 自転車で参集 (6km/h)
〇〇業務	〇〇市〇〇町	担当者	〇〇 〇〇	15	7.5	2.5
		担当者(代理)	〇〇 〇〇	21	10.5	3.5
〇〇業務	〇〇市〇〇町	担当者	〇〇 〇〇	12	6	2
		担当者(代理)	〇〇 〇〇	9	4.5	1.5
〇〇業務	〇〇市〇〇町	担当者	〇〇 〇〇	6	3	1
		担当者(代理)	〇〇 〇〇	6	3	1
〇〇業務	〇〇市〇〇町	担当者	〇〇 〇〇	39	19.5	6.5
		担当者(代理)	〇〇 〇〇	45	22.5	7.5
〇〇業務	〇〇市〇〇町	担当者	〇〇 〇〇	21	10.5	3.5
		担当者(代理)	〇〇 〇〇	15	7.5	2.5

※目標時間は、施工中現場の位置等に応じてそれぞれ現実的な時間を設定してください。

4) 対応の全体手順

目標時間を定めたら、発災後から1日以内を対象とした災害等の発生時における対応の全体手順初期を考えます。ここでは就業時間外の場合を示しますが、就業時間内の場合も同様に作成します。

【作成例】

様式B-3-2（重要） 全体手順初期：就業時間外（夜間・休日）の場合

時間	対応内容	備考
直後	直後 自己及び家族の安全の確認 ・ 自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。 ・ 自宅の火災発生などの二次災害の防止。 ・ 避難の必要があれば、避難所等に向かう。	
直後～ ○時間	社員の安否及び参集可能性の確認 ・ 安否確認要領に従い、全社員の安否確認と参集予定者に対する参集可能性の確認を行う。 ・ 連絡がない職員には安否確認担当者が連絡を行う。安否確認の責任者は、災害対策本部長などに結果を報告する。途中経過でよい。	
直後～ ○時間	緊急参集 ・ 災害対策本部が設置される災害が発生したら、災害対策本部のメンバー及び現場担当者は各々の参集箇所へ自動参集する（代替対応拠点への参集を含む）。 ・ それ以外の社員は、安否確認の連絡をし、家族や家屋などが無事で参集できる者については、決められた対応拠点（代替対応拠点を含む）へ参集する。 ・ 早期に参集したメンバーは、会社幹部の所在・安否を優先的に把握する。	
○～ ○時間	対応拠点（代替対応拠点を含む）の被害状況の調査、二次災害の防止 ・ 参集者は、社屋に入るのに危険がなければ社屋、設備の被害状況を確認し、取りまとめる。 ・ ガス、電線、倒れそうな危険物等に対して応急対応。ただし、無理をしない。 ・ 隣接地域での救出・消火などの支援が必要であれば、可能な限り役割分担の上対応。 ・ 社屋倒壊の危険、火災発生可能性等を判断（危険なら退去） ・ 重要設備の使用可能性を判断。使用又は早期復旧が無理なら、代替対応拠点の活用を検討。 ・ 被害状況は時間経過で変わるため、継続的に監視。必要があれば、建物や設備の点検や補修の技術者の来訪を要請（すぐには来ない可能性）	
○～ ○時間	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整 ・ 災害対策本部を＊＊会議室に立ち上げる。 ・ ○時間以内に、関係する行政機関に○○部長（代理○○課長）が自社の概況と協定等の業務への対応可能性を連絡、今後の連絡手段等を確認。 ・ 重要関係先（施工中現場の施主も含む）にも当方の概況を連絡し、先方の情報を入手する。 ・ 先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。 ・ 緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する。	
半日以内	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止 ・ 二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。 ・ 危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。 ・ 半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	
1日以内	災害協定業務の着手 ・ 重要業務（上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く）について、着手や実施の可能時間の積もりを開始。 ・ この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。 ・ 救援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。 ・ 優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害協定業務に着手する。 ・ なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を検討。	

都市部では帰宅困難の対応がポイントになりますので、これらの特徴に留意してください。

C 災害時の対応体制

発災後迅速に事業を実施、継続するためには、災害時の組織体制と指揮命令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。そのとき、経営者が不在の場合や、連絡がつかない場合もありますが、指揮命令系統の上位者は、災害時の緊急対応が可能な社員を把握することが対応の第一歩となります。

災害時においても、社員やその家族の「安否を確実に確認」する方法が決まっていることが重要です。

次に、参集した社員の中で緊急対応を行うわけですが、大規模な被害の中で、状況に応じて即座に各自の役割を判断するのは難しく、対応の遅れや誤った判断に繋がりがねません。緊急対応として社内の誰がどのような役割を果たすのか、その「対応体制」や「役割」を予め決めておくことが重要です。

さらに、災害対策本部長などの災害体制の指示者との連絡が取れず、対応が滞ることも考えられます。このような状況を回避するため、「災害対策指揮者の代理者及び代理順位」が決まっており、災害対策本部長本人及び代理者がこれを十分認識していることが重要です。

C-1 社員及び家族の安否確認方法

社員及び家族の安否確認方法を記載してください。

作成様式

- ・様式C-1-1（必須） 安否確認方法一覧表
- ・様式C-1-2（重要） 社内の連絡体制表
- ・様式C-1-3（重要） 各社員への周知

作業上のポイント

安否確認方法が記載されているか。

- ☐ 安否確認の責任者及びその代理者が記載されている
- ☐ 担当者が複数記載されている
- ☐ 安否確認の方法・手順が具体的に記載されている
- ☐ メールや電話等で連絡が取れない社員に対する安否確認方法が記載されている

【解説】

(1) 安否確認で確認すべきこと

安否確認は、従業員を守るためや会社を存続させるために、発災後において初期に取り組む必要があります。また、安否確認により、事業継続を図るために必要な人員を確保することが必要です。

災害時に社員に必要な連絡をする手段として電話や携帯電話を使った緊急連絡網を備えることは重要です。しかし、災害の被害が大きい場合、安否確認がこのような緊急連絡網では有効に行えない懸念があります。したがって、安否確認の具体的な方法・手順、担当者が直接的に社員の安否を確認する方法、電話以外の通信手段を使用する方法、あるいは安否確認システムを導入して利用する方法などを決めておく必要があります。

ここでは、現状における社員とその家族の安否を確認する具体的な方法・手順を記載してください。例えば、「どこで」「誰が」「誰に」「どのように」が明確になるように記載してください。（様式C-1-1（必須）安否確認方法一覧表 参照）。安否確認を行う担当者は複数確保してください。さらに担当者が安否確認できない場合に備え、代理者への移行ルールを決めるようにしてください。また、検討した安否確認の方法・手順は、「様式B-3-1（必須）重要業務の目標時間の検討表」における安否確認の目標時間に反映してください。例えば、安否確認の担当者が、対応拠点に参集し、安否確認システムの操作に着手する時間が、安否確認の着手時間になります。

(2) 安否確認の留意事項

安否確認は、担当者が本人やその家族の怪我等により参集できない場合を想定し、その代理者を複数人数確保しておき、確実に実施することが必要です。

「様式B-1-1（必須）自社の地域で懸念されている災害の一覧整理」において、安否確認の担当者の住居や参集ルートをプロットすることや被害想定を十分に実施することで、被害の小さな地域に居住し参集ルートとする社員を安否確認の担当者として選定し安否確認の実行性を高めることが期待できます。

対象者（役員、正社員、臨時職員、派遣社員）に対して、確実に連絡を取れるように複数の連絡手段を確保することが必要です。

(3) 安否確認の発動条件

安否確認の発動条件は、BCP の発動条件と必ずしも一致させる必要はありません。しかし、安否確認の発動条件となる災害の種類や規模、対象となる地域については明確にすることが必要です。BCP を発動する時は、会社並びに社員に何らかの被害が発生している状況です。「社員を守るために、安否確認の発動条件は、BCP の発動条件よりも低く設定して、社員及び家族の安全を確認することも重要です。

表 3-7 安否確認の具体的な方法の例

方 法	説 明
1.携帯メールの一斉発信	自社で保有するコンピュータや特定の携帯電話から安否確認該当者の携帯電話にメールを一斉に発信し、返信により安否を確認する方法です。あらかじめコンピュータ(あるいは携帯電話)にメールアドレスを登録しておきます。対応拠点または安否担当者の自宅などでメールを送受信しますが、破損に備え代替機の確保も不可欠です。一斉配信に数の制限がある場合もあり、また、アドレスの誤り、携帯電話の設定で受信できないなどのトラブルも想定されるため、確認のためにも訓練が欠かせません。
2.専用システムの導入（安否確認システム等）	社員数が多い企業では、ホームページ上のサイトに安否確認を記入するシステム、一斉メールの送受信により自動集計するシステムなど、専用システムを導入すること考えられます。導入・開発には専門家に相談することになります。
3.災害用伝言ダイヤルの活用（家族間の安否確認）	社員とその家族間の安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）に安否を録音する方法を推奨します。
4.個別訪問（訪問リストのグループ化）	メールや電話等で連絡が取れない社員に対する安否確認方法について、社員の住所を地図上にプロットし、地域でグループ化しておく。参集した社員の中から、社員の住所をプロットした地図を参考にして、同グループの社員に対して実地確認の指示を出し、連絡の取れない社員の自宅に行き安否を確認する。
5.SNS	Line や Facebook、Twitter などの SNS を利用して連絡し安否を確認する。

- ① 社員が自発的に安否担当者等にメールを送るだけの安否確認の方法は、緊急時に連絡を忘れたり、先送りすることが懸念されますので、少なくとも一定の時間内に連絡がなければ、担当者から連絡を催促する仕組みが不可欠です。
- ② 連絡が取れない社員宅を個別訪問する際、スムーズに訪問できるよう、社員の住所でグループ分けをする等、誰が誰を訪問するのかを整理したリストを作っておくことが重要です。（様式C-1-2（重要）社内の連絡体制表 参照）

【作成例】

様式C-1-1（必須） 安否確認方法一覧表

項目	内容
安否確認の責任者	責任者：〇〇 〇〇 代理者：〇〇 〇〇
安否確認の担当体制	担当者：〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇（複数名記述）
安否確認の方法・手順	<記載例> ①安否確認の担当者が対応拠点（もしくは代替対応拠点）に参集する。 ②一番最初に対応拠頭に参集した安否確認の担当者が、全社員に安否確認のメールを一斉送信する。 ③社員は、自身と家族等の安否を確認し、安否確認の担当者に返信する。 ④メール返信の無い社員に対して、連絡体制表に従って、安否確認の担当者が、様々な通信手段を利用して安否を確認する。 ⑤安否確認の担当者から30分以内に安否確認のメールが送付されない場合、代理者が安否確認のメールを送付する。 ※必要に応じて、勤務時間内と勤務時間外（深夜、休日）の方法を区別して記載する。
安否確認の発動条件	安否確認の発動条件を記載 <記載例> ①〇〇市で震度5弱以上の地震発生時 ②〇〇川で河川の氾濫または〇〇市内で冠水が発生した場合 ③〇〇で土砂災害が発生した場合
連絡が取れない社員への安否確認方法	<記載例> ・社員と連絡がとれない場合、安否確認の担当者は、同グループの社員に実地確認を行うように指示する。 ・事前に住所の近い社員をグループ化して整理している。→資料PO ・各社員の住所の位置図は、住宅地図に整理している。→資料PO
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	・社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記載する。
・・・	・・・

安否確認は、社員本人はもちろん、家族の安否も確認することが重要です。家族がケガをすれば、本人が業務に復帰しにくくなります。また、自宅で当面居住できるのか、避難所に入るのかも（未定かもしれませんが）把握が必要です。

大都市では帰宅困難が生じますが、家族の安否がわからなければ社員の帰宅要請を止めるのが難しくなりますが、無事が分かれば、危険を避けて帰宅を待たせる指示が出しやすくなります。

【作成例】

様式C-1-2（重要） 社内の連絡体制表

氏名	社有貸与携帯		個人携帯		自宅		自宅住所	グループ
	電話番号	メール	電話番号	メール	電話番号	メール		
〇〇〇〇	〇-〇-〇〇	〇@〇〇.〇〇	〇-〇-〇〇	〇@〇〇.〇〇	〇-〇-〇〇	〇@〇〇.〇〇		A グループ
〇〇〇〇								
〇〇〇〇								
〇〇〇〇								
								B グループ
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	

- ① 安否確認の対象は、役員、正社員のみならず、業務に不可欠な臨時職員や派遣社員も含めることが必要です。
- ② 広域災害時には、自宅の電話や携帯電話の通話が相当かかりにくくなるので、携帯メールや自宅パソコンのメールも活用が必要です。東日本大震災の教訓も踏まえ、自宅電子メールアドレスもあれば有効です。
- ③ 連絡が取れない社員宅を個別訪問する際、スムーズに訪問できるよう、社員の住所でグループ分けをし、誰が誰を訪問するのかを整理しておくことが重要です。
- ④ 個人情報に伴いますので取り扱いには十分注意してください。

(4) 周知

以上のような安否確認は、災害時にはじめて行ってもうまくいかない場合が多いものです。皆様の会社の安否確認の方法を社員にしっかりと周知するとともに、定期的に訓練を行い、全ての社員に習熟させる必要があります。

また、訓練の結果を踏まえて、実施方法を改善していくことが大切です。

【作成例】

様式C-1-3（重要）各社員への周知

【表面】		【裏面】																																					
会社名： 携帯カード ※このカードを拾得された方は下記までご連絡ください。 所在地： 電話： FAX： メール：		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡先（電話番号、携帯電話、携帯メール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自宅電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>家族①</td><td></td></tr> <tr><td>家族②</td><td></td></tr> <tr><td>家族③</td><td></td></tr> <tr><td>地域外に住む親戚</td><td></td></tr> <tr><td>社長</td><td></td></tr> <tr><td>上司</td><td></td></tr> <tr><td>社内緊急連絡網の連絡相手</td><td></td></tr> <tr><td>社内緊急連絡網の上記不在時の相手</td><td></td></tr> <tr><td>重要取引先①</td><td></td></tr> <tr><td>重要取引先②</td><td></td></tr> <tr><td>重要取引先③</td><td></td></tr> <tr><td>災害時伝言ダイヤル</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> </tbody> </table>		連絡先（電話番号、携帯電話、携帯メール）		自宅電話番号		家族①		家族②		家族③		地域外に住む親戚		社長		上司		社内緊急連絡網の連絡相手		社内緊急連絡網の上記不在時の相手		重要取引先①		重要取引先②		重要取引先③		災害時伝言ダイヤル		1		2		3		4	
連絡先（電話番号、携帯電話、携帯メール）																																							
自宅電話番号																																							
家族①																																							
家族②																																							
家族③																																							
地域外に住む親戚																																							
社長																																							
上司																																							
社内緊急連絡網の連絡相手																																							
社内緊急連絡網の上記不在時の相手																																							
重要取引先①																																							
重要取引先②																																							
重要取引先③																																							
災害時伝言ダイヤル																																							
1																																							
2																																							
3																																							
4																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">緊急時の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		緊急時の行動		地震		風水害		火災																															
緊急時の行動																																							
地震																																							
風水害																																							
火災																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>血液型</td><td></td></tr> <tr><td>持病・アレルギー</td><td></td></tr> <tr><td>かかりつけ医師</td><td></td></tr> <tr><td>終業時の退避場所</td><td></td></tr> <tr><td>自宅近くの退避場所</td><td></td></tr> </tbody> </table>		本人情報		氏名		血液型		持病・アレルギー		かかりつけ医師		終業時の退避場所		自宅近くの退避場所																									
本人情報																																							
氏名																																							
血液型																																							
持病・アレルギー																																							
かかりつけ医師																																							
終業時の退避場所																																							
自宅近くの退避場所																																							

（出典：中小企業BCP策定運用指針

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/bcpgl_download.html#output）

- ① 安否確認方法について簡易にまとめた資料を作成し、社員に周知することが重要です。
- ② できれば、ポケットに入るサイズで作成し常時携帯させるように指導することも有効です。

C-2 BCP の発動基準と災害時の対応体制

災害対応を行う体制をとる基準を記載して下さい。また、災害時の組織体制と指揮命令系統について記載してください。

作成様式

- ・様式C-2-1（必須） 対応体制・対応拠点の概要
- ・様式C-2-2（必須） 対応体制・指揮命令系統図
- ・様式C-2-3（重要） 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法

作業上のポイント	発動基準が記載されているか。
	☐ どの地域で発生する災害を対象とするのかが記載されている ☐ 発動基準となる数値（震度や水位や雨量など）や警報などが具体的に記載されている
作業上のポイント	対応体制が記載されているか。
	☐ 災害対応拠点の場所（住所）、連絡先、設備が記載されている ☐ 公共の電気が停止する間、非常用電源とその燃料の確保方法が記載されている ☐ 災害対応時の役割、氏名、住所が記載されている ☐ 各役割のリーダーの代理者が記載されている ☐ 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など）

【解説】

(1) BCP の発動基準

BCPは、発災後に災害時の重要業務を目標時間内に着手するために必要な事前対応や発災後の行動を策定した計画です。

BCPの発動基準は、災害時の対応体制を確立し、災害時の重要業務を目標時間内に着手するために設定します。

社員が混乱しないように、対象とする災害（地震、洪水など）に対してBCPの発動基準を明確に設定する必要があります。

発災直後は、通信手段がつながりにくい状態になることが想定されます。BCPの発動を判断する際に上司（災害対策本部長等）の判断を入れると、上司の判断を社員に伝える工程が必要となりBCPの発動を社員に周知することが困難になります。上司から社員への連絡ができないことも想定されるため、一定以上の大災害が発生したら、上司の指示を待たずに、社員各自が本来の対応拠点や担当現場に自動的に参集を始めるなどの行動がとれるよう、発動基準を明確に決めて、全社員に周知しておきます。

BCPの発動基準を、低い災害規模で与えると、自社が被害をあまり受けない状態でBCPが発動になるため、BCPを発動させる必要性が低いことや、発動回数が多くなりBCPを運用していくことが会社の負担になることも考えられます。

BCPの発動基準は、自社が被害を受ける状態で設定することが望ましいです。事業継続計画の発動基準の目安として、令和8年5月施行の気象警報や危険警報・特別警報など（気象庁HP 参照）で与えることも考えられます。

【発動基準の例】

＜良い事例＞

災害	BCP発動基準の良い設定例
地震	・〇〇市で震度6弱以上の地震が発生したとき。
洪水	・〇〇水系〇〇川〇〇観測所で河川水位がはん濫危険水位に達したとき。 ・〇〇水系〇〇川〇〇観測所で河川水位が避難判断水位に達したとき。 ・〇〇市でレベル4大雨・河川氾濫・土砂災害危険警報が発表されたとき。
高潮	・〇〇市でレベル4高潮危険警報が発表されたとき。
大雪	・〇〇市で積雪〇cm が観測されたとき。 ・〇〇市で緊急安全確保が発令されたとき。

＜悪い事例＞

災害	BCP発動基準の悪い設定例	理由
地震	・〇〇断層帯地震が発生したとき。	・社員がBCPの発動の有無を明確に判断できない。
	・南海トラフで巨大地震が発生したとき。	・社員がBCPの発動の有無を明確に判断できない。
	・〇〇市で震度4強の地震が発生したとき。	・自社が被害を受けて、人員や資機材が足りない状態を対象とするのがBCPである。震度4強程度では、自社の被害は小さく、BCPを発動させる必要性は低い。
洪水	・〇〇川が氾濫したとき。	・社員がBCPの発動の有無を明確に判断できない。
	・〇〇市で大雨警報が発表されたとき。	・地震と同様の理由により、BCPを発動させる必要性は低い。

【指定河川洪水予報について】

洪水に対する発動基準は、水位観測所の避難判断水位やはん濫危険水位を利用して設定する方法があります。なお、指定河川洪水予報を発動基準とする場合、対象とする災害に河川氾濫を選定している必要があります。（参考：指定河川洪水予報について…気象庁HP <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>）

【水位観測所の諸元について】

発動基準を与える水位観測所は、対応拠点もしくは代替対応拠点との関連性が大きい観測所を選定する必要があり、水位観測所の概要・位置図を整理しておくことを推奨します。

参考：水位観測所の諸元

位置図…水文・水質データベース <http://www1.river.go.jp/>

水位……川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

(2) 組織体制と指揮命令系統の必要性

災害時の組織体制と指揮命令系統は、皆様の会社の重要な事業継続や速やかな復旧、そして発注者や取引先からの要請に迅速に應えるために不可欠です。災害後、即座にそれらを発動させることができるよう、対応拠点の準備(詳細後述)も含めて周到に準備をしておきます。どんなときでも、組織としての指揮命令系統や組織としての報告・聴取・集約のプロセスが滞らないようにすることが必要です。

(3) 社員の安全確保

社員が無事でなければ事業継続はできません。けが人や行方不明者が出れば、初動はその救援が優先し、事業継続の対処は必然的に後回しになります。地震発生時の社員の避難方法、避難場所、点呼の方法などを定めておくことが必要です。

なお、事業継続計画に初めて取り組む場合、発災時の条件を「就業時間外（夜間・休日）」とすることで、「就業時間内（平日）」にも適用可能と考えています。様式C-2-3（重要）顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法は、「就業時間外（夜間・休日）」に直接関係の無い様式ですが、「就業時間内（平日）」には必要となるため、様式に加えています。

【作成例】

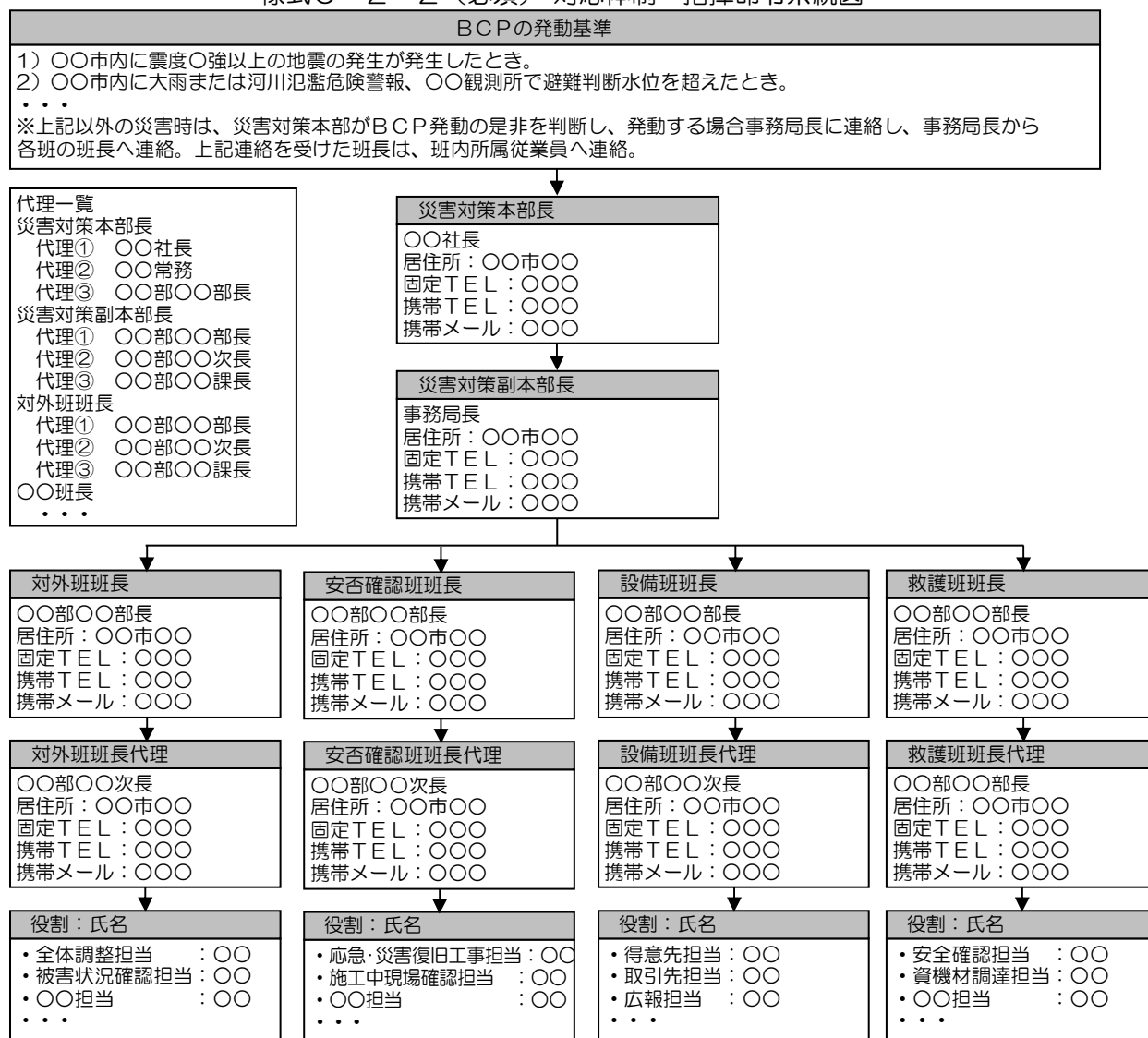
様式C-2-1（必須） 対応体制・対応拠点の概要

事項		説明・内容						
1	BCP の発動基準	1)〇〇市内に震度〇強以上の地震の発生 理由：震度〇以上の場合、災害協定に基づき〇をする必要があるため。						
		2)〇〇市内に特別洪水警報、〇〇水位観測所で避難判断水位を超えたとき。						
2	災害対策本部の設置権限者、代理権限者	設置権限者：災害対策本部長または社長 代理権限者：第 1 位：〇〇常務、第 2 位：〇〇部長、第 3 位：〇〇部長						
3	災害対策本部要員	〇〇専務、〇〇常務、〇〇総務部長、〇〇部長・・・ (注：事務局員まで記載。別紙でもよい) 点検者：〇〇部長、〇〇係長、・・・						
4	対応拠点設置場所	〇〇支店 〇〇会議室 住所 〒〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇						
5	対応拠点設置場所への連絡手段	固定電話：〇〇-〇〇-〇〇 FAX：〇〇-〇〇-〇〇 電子メール：〇〇@〇〇.〇〇 携帯電話：〇〇-〇〇-〇〇 携帯メール：〇〇@〇〇.〇〇 SMS（ショートメッセージ）：〇〇-〇〇-〇〇 SNS（X（旧 Twitter）など）：〇〇〇〇						
6	データ等のバックアップの有無と、どの時点からバックアップしているか	バックアップの有無：有 バックアップ時間：2020 年 4 月						
7	代替電源の有無	有						
8	参集要因	1)災害対策本部の要員は、1 の場合には自動的に本社（または代替対応拠点）に参集する。 2)施工中現場の確認担当者は、1 の場合には、自動的に直接現場に向かう。 3)それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行ったうえ、家族及び家屋の安全な状況であれば定められた場所（本社、代替対応拠点など）に参集する。 4)公共交通機関の途絶等により参集に〇時間以上かかる場合、無理をせず、連絡をして指示を待つ。						
9	各班の担当業務	1)総務班：全体調整担当、被害状況確認担当、・・・ 2)業務班：応急復旧・災害復旧工事担当、・・・ 3)対外班：得意先の担当、取引先担当、広報担当、・・・ 4)支援班：社員の安全確保担当、安否確認担当、・・・ 5)・・・						
10	災害時の対応にあたる要員のための備蓄	品名	個数	保存期間	保存場所	管理責任者	確認時期（西暦/月）	備考
		飲料水	20	5 年	1F 倉庫	〇〇 〇〇	2025/12	500ml ペットボトル 24本×20 ケース

- ① 代替対応拠点については、様式D-1-2（必須）代替対応拠点の概要に記載します。
- ② BCP の発動基準について、必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検討してください。
- ③ 公共の電気が停止する間の非常用電源、その燃料の確保方法、燃料調達先への連絡方法等について定めておくことが必要です。
- ④ 燃料の備蓄があれば、その量と稼働時間を記載してください。

【作成例】

様式C-2-2（必須） 対応体制・指揮命令系統図



- ① 上記の班編成は一例です。貴社にあった合理的な班別編成を検討します。
- ② 本部長、副本部長、班長等は、それぞれ複数の代理を決めておきます。
- ③ 班長、班長代理の「氏名」「役割（役職）」「住所」「連絡手段」について記載してください。なお、連絡手段は「固定電話」と「FAX」の組み合わせを除いて複数確保して記載してください。
- ④ BCPの発動基準について、必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検討してください。

【作成例】

様式C-2-3（重要）顧客、来客、社員(協力会社、派遣会社社員などを含む)の避難・誘導方法

避難場所・避難先建物名等	内 容
事業所名、建物名等	
避難誘導責任者	
同上（代理者）	
避難経路	

- ① 避難が必要な場合は集合場所において点呼を行うことで安否確認ができます。
- ② 地震では、倒壊の危険がなく、火災も発生していない場合には、耐震性のある建物に残っていた方が安全な場合が多いので留意してください。

C-3 費用のさほどかからない対策

災害が発生したときに自社関連施設への被害を低減するための対策について記載して下さい。

作成様式

- ・様式C-3-1（重要） 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧
- ・様式C-3-2（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画

作業上のポイント 費用をさほどかけない範囲で課題改善に取り組んでいるか。

- ☐ 重要なデータや文書の現在のバックアップ等の対策状況を把握している
- ☐ それらのデータや情報に対して、今後の取り組むべき対応を計画している

【解説】

(1) 設備、什器等の固定

地震で設備、書棚、ロッカーなどの什器が倒れたり、ずれたりして、社員が怪我をすることが懸念されます。そうなれば、当然、事業継続より救出が優先されます。また、重要な設備が損傷すると業務への支障は大きなものとなります。

そして、これらが上記の全体の対応手順を大きく遅らせる要因になることも明らかです。そこで、設備、什器等の耐震固定などの対策を行いましょう。建物の耐震化に比べて費用は小さくて済みますので、耐震化ができない場合でも実施できます。また、被害想定として地震以外に洪水を対象とする場合、想定される被害や必要な対策の内容は変わります。その他にも、費用のさほどかからない対策があれば、早期に計画的に実施することが重要です。

【作成例】

様式C-3-1（重要） 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧

場所	設備名	想定される被害	必要な震災対策の内容	実施の有無
本社A棟	サーバー	データ損失	固定が必要	実施済み
			耐震化	未実施
	ロッカー	落下	高所のものを撤去	実施済み
		転倒	固定が必要	未実施
	・・・	・・・	・・・	・・・
倉庫B棟	資材棚A	落下	高所のものを撤去	実施済み
		転倒	固定が必要	未実施
		浸水	1 段高い場所に移動	未実施
	資材棚B	落下	高所のものを撤去	実施済み
		転倒	固定が必要	未実施
		浸水	土のう袋を常備し水防活動で対応	未実施
	・・・	・・・	・・・	・・・
代替拠点1	書棚	転倒	固定が必要	実施済み
	・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

- ① 建物毎に、主要な設備の耐震対策（固定など）その他の対策について、必要性の評価、施すべき内容を整理します。

(2) 重要な情報のバックアップ（データ、重要文書・図面など）

重要な業務の実施・継続に不可欠な情報は、定期的にバックデータを作成し、同じ災害等で同時に被災しない場所に保存することが必要です。また完成図書や過去の重要な情報等、通常使わなくても復旧の際には必要となるものがでてくるので、災害後の状況を想定して何のバックアップが重要かを判断してください。

情報：完成図書、施工中物件の契約図書、申請・許認可の書類、取引の状況・記録、財務のデータ、各種連絡先等の情報、文書等

【作成例】

様式C-3-2（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画

重要なデータ・文書	分類	現在のデータ保管場所 およびバックアップ状況・頻度	今後の対応方針 (バックアップの方法・頻度)
施工中物件の契約図書	紙	紙媒体として正・副の2部本社2階書棚に保管している。	<記載例> ・紙媒体はスキャナーして電子化する。電子化後は電子データとして管理する。 ・被災しない箇所（〇〇）に保管する。 ・コピーをとり、遠隔地（〇〇）で保管する。 ・データは金庫に保管する。
申請・許認可の書類	紙・データ	紙は本社2階総務に保管、一部電子化しサーバーに保管している。	
財務のデータ	紙	紙は本社2階総務に保管、バックアップはほとんど行っていない。	
各種連絡先の情報	紙・データ	紙は本社2階総務に保管、一部電子化し、週1回バックアップデータを作成し、サーバーに保管している。	
取引の状況・記録	データ	サーバーに保管、バックアップはほとんど行っていない。	<記載例> ・サーバーを導入し、週1回バックアップデータを作成する。 ・サーバーは、遠隔地（〇〇）でのバックアップを行い、二重化を図る。 ・データは金庫に保管する。
完成図書	データ	DVDで本社1階書庫に保管している。	
継続業務のデータ	データ	サーバーを導入し本社および東京支店において毎日バックアップを行っている。	
・・・	・・・	・・・	・・・

D 対応拠点の確保

災害時には、「対応拠点」を設置して、社内や周辺の被害状況に関する情報を収集するとともに、関係公共団体等と確実に連絡を取ることが必要であるため、対応拠点を決めておくことが重要です。

しかし、この対応拠点が、社屋の被害や周辺の火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も想定されます。その場合、たとえば会社の幹部の自宅や懇意な会社の一部を借りる等して確保することが考えられます。本来の対応拠点と同様の機能は確保できなくとも、連絡を取り対応を決めるための「代替対応拠点」を選定していることが重要です。

D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保

対応拠点、代替対応拠点について記載してください。

作成様式

- ・様式D-1-1（必須）拠点候補リスト
- ・様式D-1-2（必須）代替対応拠点の概要

作業上のポイント	対応拠点および代替対応拠点が検討されているか。
☐ 拠点候補リストを作成している ☐ 代替対応拠点の選定理由が記載されている	
作業上のポイント	代替対応拠点の概要について記載されているか。
☐ 場所（住所）、連絡先、設備を把握している ☐ 公共の電気が停止する間、非常用電源とその燃料の確保方法が記載されている	

【解説】

(1) 対応拠点と代替対応拠点の決定

1) 対応拠点の設定

災害等の発生時には、社内及び周囲の情報を集めて検討し、社員に迅速に指示を出し、発注者や取引先と早急に連絡をとる必要がありますが、そのためには、災害対応を行う対応拠点の確保が不可欠です。通常、本社が無事なら本社内のあらかじめ定めた場所（会議室等）を対応拠点とします。

2) 代替対応拠点の設定

本社が、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフラインの途絶などの理由で使えない場合にも備えておく必要があり、代替の対応拠点として支店・支社等を代替対応拠点として決めておきます。しかし、中小企業などでは本社と別の拠点が無い場合も多いのは事実です。そこで、本来の対応拠点の業務のすべてはできないまでも、必要な相互連絡を円滑に行うための代替対応拠点は決めておくことが不可欠です。

拠点が本社しかない場合は、幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設、安全なスペースでの仮設テントの設置等を代替対応拠点とすることを検討します。

設定した対応拠点および代替対応拠点すべてを、様式D-1-1（必須）拠点候補リストに記載します。

代替対応拠点の選定理由は、対応拠点と近いことや設備が揃うこと等の他に、対応拠点と比較して、震度が小さいことや耐震性に優れるなど、対応拠点のバックアップとしての役割が必要です。「様式B-1-1（必須）自社の地域で懸念されている災害の一覧整理」において代替対応拠点をプロットしておくことや自社の地域で懸念されている被害想定を十分に実施しておくこと、対応拠点よりもリスクの低い代替対応拠点を選定することが可能になります。

代替拠点を選定した際には、対応拠点よりも使用できる可能性が高いと判断した選定理由を記載してください。

3) 代替対応拠点での人員確保

災害が発生したら、担当の幹部や社員などの一部（普通は少数でよい）は、代替対応拠点へ直接向かわせることも考えます。これにより仮に本来の対応拠点やその周辺に被災があり使用不可能になったとしても、すぐに代替対応拠点の利用が可能となるからです。

この対応拠点及び代替対応拠点からの確な被害状況の収集と発信を行うことが、重要取引先や人員と資機材の調達先との間で情報共有を図るために必要不可欠です。

(2) 対応拠点と代替対応拠点での電力等の確保の重要性

ライフラインの内、電気が途絶えると事業継続が著しく困難になります。パソコンを用いたOA機器や通信機器等は、公共の電気が停止した場合でも業務が継続できるよう、非常用電源や燃料確保の必要性について十分検討しておく必要があります。

そこで、対応拠点と代替対応拠点において、公共の電気が復旧するまでの間の、代替施設の確保方策について記載してください。

例えば、非常用電源とその燃料の調達方法を準備しておき、電気が途絶する24時間は、非常用電源とその燃料を調達することにより電気を確保する方法が考えられます。非常用電源や燃料等を自社で常備している場合、その状況（燃料の備蓄量、備蓄量による稼働時間）と燃料が無くなった時の調達方法を記載して下さい。自社外より調達する場合、その方法を記載して下さい。

なお、電力と並んで不可欠な通信手段の確保については「D.情報発信・情報共有」で詳述します。水、トイレ、食糧等の確保については「E.人員と資機材の調達」で詳述します。

本社などの対応拠点の概要は、様式C-2-1（必須）対応体制・対応拠点の概要の様式に記載してください。必要に応じ、別紙（様式任意）に詳しく定めておくことも検討して下さい。代替対応拠点の概要は、様式D-1-2（必須）代替対応拠点の概要に整理して下さい。

(3) 対応拠点と代替対応拠点の庁舎点検

事業継続するためには、対応拠点（もしくは代替拠点）が、使用可能か判断する必要があります。もし、これら拠点が深刻な損傷を受けているにもかかわらず、対応拠点として選定され、社員が入所した後に、余震等により拠点の損傷が拡大した場合（最悪の場合、拠点の倒壊）、社員が二次災害に巻き込まれることや代替対応拠点に移動する必要が生じ、災害対応が遅れる可能性があります。

そこで、これら拠点の使用可否の判断は、単純に参集時間の早い社員が点検して判断するのではなく、早期に参集できることに加えて、拠点の使用可否を判断できる技術を持った社員を配置することが必要です。

【作成例】

様式D-1-1（必須） 拠点候補リスト

優先順位	拠点施設	住所	電話番号	FAX 番号
対応拠点	本社	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇
代替拠点1	〇〇支店 〇〇会議室	〇〇市〇〇町〇〇 (本社からの距離〇km)	〇〇-〇〇-〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇
代替拠点2	〇〇ビル〇〇階会議室	〇〇市〇〇町〇〇 (本社からの距離〇km)	〇〇-〇〇-〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇
代替拠点3	〇〇研究所〇号室	〇〇市〇〇町〇〇 (本社からの距離〇km)	〇〇-〇〇-〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇
...	...	...	...	...

【作成例】

様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要

様式B-1「代替拠点」(「被災」)「代替対応拠点の概要」

項 目		内 容							
代替拠点1	1	代替対応拠点名	〇〇支店						
	2	場所(住所)	〇〇支店 〇〇会議室 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇						
	3	選定理由	・ 対応拠点よりも震度が小さいため。 ・ 対応拠点よりも耐震性に優れるため。 ・ 対応拠点に近く、設備の確保や社員の参集に有利なため。						
	4	連絡先 (電話番号)	固定電話 : 〇〇-〇〇-〇〇 携帯電話 : 〇〇-〇〇-〇〇						
	5	代替対応拠点への 直接の緊急参集者 及び代表者	〇〇部長、〇〇課長、〇〇、・・・全〇名 責任者(所属、氏名) : 〇〇部、〇〇 代理責任者(所属、氏名) : 〇〇部、〇〇						
	6	点検者	〇〇部長、〇〇課長、・・・						
	7	代替対応拠点設置 の条件	・ 発動基準と同じ。 ・ 対応拠点が被災して使用不能の恐れがある場合。						
	8	代替対応拠点の電 源設備・燃料の確 保方法	【ライフライン(電気)の停止期間】24時間(様式B-1-3より) ＜電気の確保方法(記載例1)＞ ・ 発動・発電機のリース(リース会社の連絡先を記載) ・ 発動・発電機の燃料調達(燃料調達の連絡先を記載) ＜電気の確保方法(記載例2)＞ ・ 既設の発動・発電機を利用 ・ 発動・発電機の燃料を備蓄(軽油リットル: 〇時間稼働可能) ・ 〇時間以上の燃料は適宜調達する(燃料調達の連絡先を記載)						
	9	代替対応拠点に備 える設備	電話: 〇回線、FAX: 〇台、衛星電話: 〇台、無線〇台、 ホワイトボード〇台、パソコン〇台、プリンター〇台、コピー機〇台 ・・・						
	10	代替対応拠点への 移動手段	本社から徒歩で移動。 〇〇部長の自宅から徒歩で移動。						
	11	災害時の対応にあ たる要員のための 備蓄	品名	個数	保存 期間	保管 場所	管理責 任者	確認時期 (西暦/月)	備考
		飲料水	50	5 年	2F 会 議室	〇〇 〇 〇	2025/10	500ml ペ ットボトル 24 本×50 ケース	

- ① 代替対応拠点への地図、道順等が必要であれば備えます。
- ② 代替対応拠点へ持ち込むものがあれば、リストにします。
- ③ 代替対応拠点が複数あれば、それぞれについて同様に作成します。
- ④ 自社及び自社社員以外の保有する施設を代替対応拠点としている場合、施設の保有者と交わした了解文書の写し等を提出することで、さらにBCPの実効性を高めることができます。

- ⑤ 公共の電気が停止する間の非常用電源、その燃料の確保方法、燃料調達先への連絡方法等について定めておく必要があります。
- ⑥ 燃料の備蓄があれば、その量と稼働時間を記載してください。

E 情報発信・情報共有

災害が発生した場合、災害協定先・公共発注者・施主等の重要取引先と確実に連絡が取れる体制の確保が必要です。

そのためには、重要取引先の「連絡先」を把握しておくことが重要です。また、これと併せて相手側からの連絡も確実に受けられるよう、自社の緊急時の連絡を行う「担当者」を決めておき、担当者名とその連絡先を相手側に「示しておくこと」が重要です。これにより情報の錯綜も防ぐことができます。

また、災害時には、固定電話等が使用できない可能性があるため、携帯メール等の複数の「連絡手段」を確保することが重要です。

E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識

発災直後に連絡を取ることが必要な重要取引先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。

作成様式

- ・様式E-1-1（必須）災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
- ・様式E-1-2（重要）施工中現場の連絡先リスト

作業上のポイント

関係先の連絡対応窓口が記載されているか。

- ☐ 重要取引先の組織名、担当者の所属・氏名が記載されている
- ☐ 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など）
- ☐ 連絡内容が記載されている
- ☐ 自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている

【解説】

(1) 対応拠点からの情報発信・情報共有

災害が発生した場合、対応拠点（または代替対応拠点）から災害協定先・公共発注者・施主等に対して迅速に情報発信、情報共有を図るために確実に連絡が取れる体制の確保が必要です。

(2) 重要取引先の連絡内容の整理

このような連絡を迅速にするためには、緊急時にどの重要取引先にどのような内容を連絡すべきかをしっかり決めてリストにしておくことが必要です。連絡先は、組織名や所属だけでなく、実際に連絡する担当者とその連絡先を記載しておくことが必要です。

そして、この情報を常備しておく場所や管理する人を決め、さらに、常にその情報内容を最新に維持するための定期点検が必要です。

なお、重要取引先の個人情報を記載するため、情報の取り扱いに気をつけるとともに、個人情報の聴取にあたってBCPの重要性を理解してもらうように心がけましょう。

(3) 通信手段の確保

災害時の通信手段については、電話やインターネット回線が断線したり、固定電話や携帯電話が通話の殺到により非常につながりにくい状況（輻輳）となったりする懸念がありますので、複数の連絡手段を用意することが必要です。近年の震災事例では、携帯電話のメールはつながりやすかった例、インターネット回線の電子メールが連絡しやすかった例などがあり、それら活用が有効と考えられます。なお、固定電話が使用できない場合、FAXも使えない可能性が高いため、固定電話とFAXの組み合わせは複数とみなさないため注意してください。

以下のような様式に連絡先を整理してください。

【作成例】

様式E-1-1（必須） 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト

重要取引先 組織名	重要連絡先 担当者及び代理者	連絡手段	連絡内容・調達する資機材等	自社担当者 及び代理者
本社〇〇 事業所	所 属:〇〇 担当者:〇〇 〇〇 代理者:〇〇 〇〇	電話: FAX: 電子メール: 携帯電話: 携帯メール:	・被害状況、安否確認等	担当者: 〇〇 代理者: 〇〇
建設業団体	所 属:〇〇 担当者:〇〇 〇〇 代理者:〇〇 〇〇	電話: FAX: 電子メール: 携帯電話: 携帯メール:	・協定による業務への対応可能性の 連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者: 〇〇 代理者: 〇〇
国土交通省 〇〇出張所 (災害協定先)	所 属:〇〇 担当者:〇〇 〇〇 代理者:〇〇 〇〇	電話: FAX: 電子メール: 携帯電話: 携帯メール:	・協定による業務への対応可能性の 連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者: 〇〇 代理者: 〇〇
〇〇県土整備 事業所 (災害協定先)	所 属:〇〇 担当者:〇〇 〇〇 代理者:〇〇 〇〇	電話: FAX: 電子メール: 携帯電話: 携帯メール:	・協定による業務への対応可能性の 連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者: 〇〇 代理者: 〇〇
A会社 (顧問)	所 属:〇〇 担当者:〇〇 〇〇 代理者:〇〇 〇〇	電話: FAX: 電子メール: 携帯電話: 携帯メール:	・被害状況 ・対応状況等	担当者: 〇〇 代理者: 〇〇
...	...	...	...	...

- ① 重要度の高い連絡先から順に記載してください。
- ② この情報の常備場所及び常時携帯すべき社員を決めておく必要があります。
- ③ 関係の公的機関にも、連絡する必要がある場合があります。
- ④ 連絡手段は災害時にもつながりやすいものを含めて記載して下さい。災害時にもつながり易い連絡手段の例としては、「携帯メール」、「携帯電話を通信手段とした無線インターネット接続を備えたP Cのメール」、「衛星電話」等が挙げられます。「固定電話」、「FAX」は複数の手段とはみなしません。
- ⑤ 皆様の建設会社の対応拠点・代替対応拠点の連絡先などを重要取引先に周知することでさらにBC Pの実効性を高めることができます。

(4) 施工中の工事現場における連絡先・内容の整理

施工中の工事現場について、就業時間内であれば人員の安否確認などを行った後、早急に被害の程度や二次災害発生の危険などの点検に着手します。

夜間・休日は、照明や信号さえ消えた真っ暗な中で現場確認に急いでかけつけることを強いると二次災害につながる恐れもあります。また、現場代理人などの現場を取り仕切るポストの方が遠くから通勤している場合もあるので、現場近くに居住する従業員もしくは協力会社の方に現場の確認を行って頂く計画を立てるのが有効であると考えられます。

【作成例】

様式E-1-2（重要） 施工中現場の連絡先リスト

現場名 (B-3-1 補足)	現場 住所 (概略)	発注元	工期1 (自)	工期2 (至)	自社 担当者	自社 担当者 (代理)	相手先 担当者	相手先担当者 連絡先	相手先 担当者 (代理)	相手先担当者 (代理) 連絡先
〇〇工事		〇〇事務 所	R〇年 〇月 〇日	R〇年 〇月 〇日	〇〇 〇〇	〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇 -〇〇	〇〇 〇	〇〇-〇〇 -〇〇
〇〇工事		〇〇県〇 土木事 務所	R〇年 〇月 〇日	R〇年 〇月 〇日	〇〇 〇〇	〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇 -〇〇	〇〇 〇	〇〇-〇〇 -〇〇
〇〇工事		〇〇県〇 土木事 務所	R〇年 〇月 〇日	R〇年 〇月 〇日	〇〇 〇〇	〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇 -〇〇	〇〇 〇	〇〇-〇〇 -〇〇
〇〇工事		〇〇(株)	R〇年 〇月 〇日	R〇年 〇月 〇日	〇〇 〇〇	〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇 -〇〇	〇〇 〇	〇〇-〇〇 -〇〇
...		...	...		...				...	...

F 人員と資機材の調達

災害時において組織が迅速に事業の継続もしくは再開を行うために、まず、自社で確保可能な「人員や資機材」の種類や量を概ね把握していることが重要です。

また、建設会社の多くは自社だけで必要な人員や資機材を確保できない場合がありますので、災害時に不足する人員や資機材の提供を依頼できるよう、常日頃から懇意にしている協力会社などの「連絡先」を把握していることが重要です。

F-1 自社で確保している人員や資機材の認識

自社が保有している「人員や資機材」について記載して下さい。

作成様式

- ・様式F-1-1（必須） 自社が保有している人員や資機材など

作業上のポイント 自社保有の人員や資機材が記載されているか。

- ☐ 確認した日付がわかる
- ☐ 資格（オペレータなど）の種類及び人員数が記載されている
- ☐ 資機材は種類や数量や保管場所が記載されている

【解 説】

(1) 災害時に必要な人員と資機材の把握

皆様の会社の業種や地域特性などから見て、事業を継続するために必要な人員、資材、建設機械（バックホウ、ダンプトラック等）などを把握します。その中で、まず、自社保有している人員、資格（オペレーターなど）、資機材などを整理します。長期で現場へ派遣している機材等についても漏れなく整理します。

(2) 備蓄

広域的な大災害の場合、救援物資が早急に届かない懸念もあります。自社の食料等の備蓄状況を把握し、災害時の対応にあたる要員が少なくとも3日間活動できる分の食料と飲料水を備蓄することが重要です（C-2-1 に自社の備蓄、D-1-2 に代替拠点の備蓄を記載）。

【作成例】

様式F-1-1（必須） 自社が保有している人員や資機材など

資源名	種類・資格	保管場所	現有する資源(人数・数量)	確認時期
人員	1級土木施工管理技師	本社	○人	令和○年○月○日
	大型運転免許	本社	○人	令和○年○月○日
	大型特殊運転免許	本社	○人	令和○年○月○日
	・・・	・・・	・・・	・・・
機材	バックホウ 0.3m ³	本社機材置場	○台	令和○年○月○日
	社有車	本社車庫	○台	令和○年○月○日
	・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・
資材	ブルーシート	倉庫 A	○枚	令和○年○月○日
		倉庫 B	○枚	令和○年○月○日
	土のう袋	倉庫 A	○袋	令和○年○月○日
	トラロープ	倉庫 A	○本	令和○年○月○日
	カラーコーン	倉庫 A	○枚	令和○年○月○日
		倉庫 B	○枚	令和○年○月○日
	・・・	・・・	・・・	・・・

① 必要に応じて、資格保有者の氏名を記載した一覧表を作成して下さい。

② 確認時期は、必ず年月日まで記載してください。

G 訓練計画と定期点検計画

BCPは、記載内容が古くならないように定期点検を行う必要があります。また、災害発生時に機能するように、全社員が対応の内容を認識し、実行できるようにしておかなければなりません。このためには訓練を実施してBCPの実効性を確認し、課題把握及び改善を行うことが必要不可欠です。訓練は、多くの社員や協力者等が参加できるように、訓練名称・訓練内容・参加者・予定時期等を定めた「訓練計画」を作成して計画的に実施してください。計画した訓練は、実施する必要性があり、継続更新時の重要なチェック項目になります。訓練計画は、各社の実情を勘案して、訓練によりBCPの課題把握及び改善を行い、BCPの実行可能性を高める計画となるように作成してください。

さらに、A～Fの確認項目における事業継続の課題や訓練により明らかになってきた課題を整理し、改善された事項はBCPに反映することが重要です。

G-1 訓練計画

災害時対応訓練計画について記載してください。

作成様式

- ・ 様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画

作業上のポイント	訓練計画が記載されているか。
☐ 訓練名称が記載されている ☐ 訓練内容が記載されている ☐ 参加者・対象者が記載されている ☐ 予定時期が記載されている	

【解説】

災害時にも重要な事業を継続または迅速に再開するためには、防災担当者だけではなく全社員が必要な対応の内容を熟知し、実行できるようにしておく必要があります。このためには、災害を想定した訓練などを実施し、BCPの実行可能性を高めておくことが重要になります。このため計画的に訓練を実施できるように訓練計画を作成します。

特に避難・誘導訓練、安否確認訓練、実施参集訓練については、必ず訓練計画を作成し、その他に BCP の実行可能性を高めるための訓練を実施することが重要になります。
計画した訓練は、実施する必要がある、継続更新時の重要なチェック項目になります。

【作成例】

様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画

必ず計画

訓練名称	訓練内容	参加者	予定時期	実施場所
避難・誘導訓練 (消防法に基づく または自主訓練)	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、初期消火。	本社勤務の全社員	毎年〇月	本社構内
安否確認訓練	災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 安否確認手段（メールの一言送信、安否確認システム等）が機能するか確認すること。 安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認する。	全社員	毎年〇月	会社、現場、社員の自宅等
実施参集訓練	災害対応に必要な要員が、徒歩で参集するのにどの程度の時間を要するか確認すること。 災害対応に必要な要員が、徒歩による参集ルートを確認することを目的とする。	災害対応要員 会社から10km圏内の社員(徒歩で時速4km/hr程度とし、2.5時間程度で参集できる社員を対象)	毎年〇月	会社と社員の自宅及びその間の参集ルート
図上参集訓練	災害対応に必要な要員が、震度分布図や洪水ハザードマップを踏まえて、参集可能なルートを設定する。	災害対応要員（安否確認要員、班長、代理者）	毎年〇月	本社会議室
災害時対応の確認訓練 (机上訓練)	緊急参集メンバーが事業継続計画の応急対応、事業継続の部分を読み合わせ、各要員が行うべき対応を確認する。	災害対策本部長、本部員、各班のメンバー	〇年〇月	〇〇会議室
災害対策本部立ち上げ訓練 (本社を利用する場合)	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、初期消火。 ・電力確保 ・バックアップデータの復元 ・災害対策本部レイアウトの設定	災害対応要員	毎年〇月	本社
代替対応拠点設置訓練 (仮設テントを設置する場合)	災害対応要員が、代替対応拠点として仮設テントを設置できるようになることを目的とする。 ・対応拠点設置（例：仮設テント設置） ・電力確保 ・バックアップデータの復元 ・災害対策本部レイアウトの設定	災害対応要員	毎年〇月	本社構内
バックアップデータ利用訓練	通常使用している事業所やネットワークが使用不可になることを想定し、バックアップデータ・保管資料を用いて、必要なデータ・資料を復元し利用できるようになる。	災害対応要員	毎年〇月	本社・代替対応拠点等
連絡窓口確保訓練	重要取引先の担当者と複数の連絡手段により連絡がとれるか確認する。 協力者と複数の連絡手段により連絡がとることができるか確認する。	災害対応要員	毎年〇月	本社会議室
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

- ① 発動基準、対応拠点、代替対応拠点、対応体制、代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割などを確認する机上訓練や実動訓練について記載してください。
- ② 避難・誘導訓練、安否確認訓練、実施参集訓練については、必ず訓練計画に記載してください。
- ③ 本様式は作成事例であり、ここに掲載される全ての訓練をBCPに反映する必要はありません。

G-2 定期点検計画

定期点検が必要な項目について、定期点検計画を作成してください。

作成様式

- ・様式G-2-1（必須）事業継続計画の定期点検計画

作業上のポイント 定期点検計画が記載されているか。

- ☐ 定期点検計画の項目が記載されている
- ☐ 担当部署（実施部署、総括部署）が記載されている
- ☐ 実施時期が記載されている

【解説】

一度定めた事業継続に関する計画文書やマニュアル等を常に有効なものとしておくためには、新しい施工現場の増加、自社や取引先の人事異動や連絡先の変更などによって掲載した情報内容が古くならないよう、常に更新を行っていくことが不可欠です。そこで、確実に必要な項目を更新するように定期点検計画書を作成します。定期点検は年に1回は必ず実施する内容としてください。

この更新は担当者任せにせず、更新が確実に行われているかを定期的に経営層も関与して点検することが必要です。そのため、実施部署、総括部署は、可能な限り会社全体の部署を網羅的に記載することが望ましいです。

【作成例】

様式G-2-1（必須）事業継続計画の定期点検計画

定期点検項目	実施班	総括者	点検実施時期	社員への周知方法	周知媒体	周知実施年月日
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更は無いか。	災害対策本部	〇〇	人事異動、組織改編の都度		電子データ	〇年〇月〇日
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更が無いか。	対外班	〇〇	人事異動の都度		電子データ	〇年〇月〇日
重要なデータやそのバックアップを実施しているか。	設備班	〇〇	毎年〇月		電子データ	〇年〇月〇日
新たな施工現場ができた場合、被災時の二次災害防止の体制を整備し、事業継続計画を反映したか。	災害対策本部	〇〇	工事発注の都度		紙	〇年〇月〇日
自社保有の資機材・資格者の数をチェックしているか。	設備班	〇〇	毎年〇月		社内サイト	〇年〇月〇日
経年変化に伴い更新の必要な様式を更新しているか。	設備班	〇〇	毎年〇月		ホームページ	〇年〇月〇日
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

H 訓練と定期点検の実施

（新規申込の場合不要）

BCPは、作成後の維持管理や改善が重要です。前回申請時の「F 訓練計画と定期点検計画」で作成した実施計画書に基づいた訓練と定期点検の実施状況に関する資料を提出して下さい。

H-1 訓練の実施状況

「G-1 訓練計画」の実施状況を記載してください。

作成様式

- ・様式H-1-1（必須） 訓練実施記録一覧表
- ・様式H-1-2（必須） 訓練実施記録
- ・様式H-1-3（重要） 講習会、勉強会等への参加記録表

作業上のポイント

「G-1 訓練計画」の実施状況が記載されているか。
(新規申込の場合は不要)

- ☐ 計画された訓練が実施されている
- ☐ 訓練の実施記録が添付されている（更新 1 回目の企業は過去 2 年分、更新 2 回目以降の企業は過去 3 年分は必須）
- ☐ 訓練の実施結果の社内評価（計画に対する達成状況、課題、改善点・所感等）および次回の訓練計画が記載されている
- ☐ 社内評価（課題、改善点・所感等）が次回の訓練内容に反映されている

【解説】

認定を更新する際には、様式G-1-1（必須）災害時対応訓練の実施計画 に記載した訓練計画に基づいて、実際に訓練を実施していく必要があります。計画した訓練は、実施する必要がある、継続更新時の重要なチェック対象になります。計画した訓練が実施できているか確認するために様式H-1-1（必須）訓練実施記録一覧表 を作成します。

実施した訓練は、訓練概要として、訓練名称、訓練内容、実施日時、実施場所、参加者、参加者、訓練結果、改善点・所感等を記録した 様式H-1-2（必須）訓練実施記録を作成します（更新 1 回目の企業は過去 2 年分、更新 2 回目以降の企業は過去 3 年分は必須）。様式 G-1-1 の訓練計画通りに訓練が実施出来なかった場合、実施出来なかった理由を記載してください。

訓練を実施する際、訓練目標や訓練結果を定量的に評価しておく、訓練内容を着実にレベルアップしていくことが可能になります。また、参加者が定量的に訓練結果を評価することで、明確な目標を持って訓練に参画するようになり、より高い成果を得ることが期待できます。

BCP は PDCA サイクルにより改善し、実効性を高めていく必要があります。訓練の結果より明らかになった訓練の課題は、改善点を立案し、次回の訓練内容に反映していくことが必要です。様式H-1-2には、訓練の結果だけでなく、結果を踏まえた次回の訓練計画についても記載することが必要です。

また、訓練で把握した BCP の課題に対して、人員・資機材・協力者の増強や方法・手順等を改善し、BCP の実行性を高めていくことが必要です。そして、課題や改善点が減ってきた際には、もう少しレベルアップした訓練を計画する等、課題や改善点が減

ってきた訓練を繰り返し実施するのではなく内容を高めることで従業員のスキルアップやモチベーションの向上に繋がります。

以上のように、事業継続計画の実効性を高めるために訓練を実施することは欠かせません。認定の更新を受ける場合には、重要なチェック対象となりますので、更新審査に際して、様式H-1-2（必須）訓練実施記録を提出してください。更新 1 回目の企業は過去2年分、更新 2 回目以降の企業は過去3年分の提出は必須となります。

訓練の他に、セミナーや講習会等に参加することや外部講師を招いて勉強会等を実施すると、自社がどのような課題（弱点）を抱えているか認識できることや、事業継続計画の改善に向けた知見が得られます。これは必須ではありませんが、これらを実施した場合、様式H-1-3（重要）講習会・勉強会等への参加記録表に記録しておく、事業継続計画を改善する際に有効です。また、社員の教育訓練のために有効であったセミナーや勉強会については、次回、別の社員を参加させ、会社としての事業継続力を向上していく際にも有効です。

【作成例】

様式H-1-1（必須） 訓練実施記録一覧表

訓練名称	予定時期	実施日	実施出来なかった理由
避難・誘導訓練（消防法に基づくまたは自主訓練）	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
安否確認訓練	毎年〇月・△月	令和〇年〇月〇日	
実施参集訓練	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
図上参集訓練	〇年〇月	令和〇年〇月〇日	
災害時対応の確認訓練 （机上訓練）	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
災害対策本部立ち上げ訓練 （本社を利用する場合）	〇年〇月	令和〇年〇月〇日	
代替対応拠点設置訓練 （仮設テントを設置する場合）	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
バックアップデータ 利用訓練	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
連絡窓口確保訓練	毎年〇月	令和〇年〇月〇日	
・・・	・・・	・・・	・・・

- ① 更新 1 回目の企業は過去2年分、更新 2 回目以降の企業は過去3年分（前回 BCP 更新以降に実施分）の訓練実施記録は、必ず作成してください。
- ② 様式 G-1-1 の訓練計画通りに訓練が実施出来なかった場合、実施出来なかった理由を記載してください。

【作成例】

様式H-1-2（必須） 訓練実施記録

記録項目		内 容
訓練名称		安否確認訓練
実施日時		令和〇年〇月〇日（月）11:00～ （BCP では、発災時刻を祝日の AM0:00 としているが、本訓練は安否確認の条件を緩和して、平日月曜日の PM2:00 とした。今後、祝日の AM:0:00 を対象とした訓練も実施していく。）
実施場所		会社、現場、社員の自宅等
参加者		全社員
訓練内容	訓練目的	●災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 ●安否確認手段（メールの一斉送信、安否確認システム等）が機能するか確認すること。 ●安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認する。
	想定災害	【地震の場合】 ●令和〇年〇月〇日（月）PM2:00 に〇〇市で震度 5 強の地震が発生する。 【洪水の場合】 ●令和〇年〇月〇日（月）PM2:00 に〇〇市で洪水特別警報が発令される。 （BCP では、発災時刻を祝日の AM0:00 としているが、本訓練は安否確認の条件を緩和して、平日月曜日の PM2:00 とした。今後、祝日の AM:0:00 を対象とした訓練も実施していく。）
	実施内容	会社のメールを利用して、社員に一斉送信する訓練 【安否確認の担当者】 ①安否確認の担当者は、会社のパソコンより、社員全員に安否確認メールを一斉送信する。 ②安否確認の担当者は、社員から返信される安否情報メールを集計する。 ③メール送信の無い社員に対して、携帯電話により安否確認を行う。 【参集者】 ①自身の安否情報を、会社にメール送信する。
訓練結果 （計画に対する達成状況・出てきた課題）		●2 時間以内に 95%以上の安否を確認することができた。 ●携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡をとることができなかった。 ●安否確認の担当者から 2 回メールが送信されてきた。
改善点、所感等		●今後は、安否確認訓練を平日に事前通告をしない条件や土日祝日に実施する。 ●携帯電話の電源 ON を義務づける。 ●安否確認の担当者は、優先順位に従って安否確認を実施する。優先順位は担当者間で周知し、2 回一斉メールを送信しないように注意する。 ●安否確認の担当者から 2 回メールが来た場合、双方のメールに返信するようにする。
次回の訓練計画 （改善点を踏まえて立案）		●事前通告をせず、土曜日に安否訓練を実施する。安否確認メールは、一番最初に会社に到着した安否確認担当者が送信する。このとき一斉メールを 2 度送付しないよう気を付ける。

- ① 更新 1 回目の企業は過去 2 年分、更新 2 回目以降の企業は過去 3 年分（前回 BCP 更新以降に実施分）の訓練実施記録は、必ず作成してください。
- ② 訓練結果は、訓練計画に対する達成状況および出てきた課題について記載します。
- ③ 次回の訓練計画は、今回の訓練の改善点を立案し、次回の訓練内容に反映していくことを目的に作成します。

【作成例】

様式H-1-3（重要） 講習会、勉強会等への参加記録表

実施年月日	実施場所	名称	主催者	説明者	内容	参加者
令和〇年〇月〇日	〇〇県 〇〇市 (〇〇会館)	企業 BCP セミナー	〇〇県 〇〇部	〇〇県〇〇部 〇〇	〇〇県〇〇部による企業 BCP セミナー。	〇〇、 〇〇、 〇〇
令和〇年〇月〇日	〇〇県 〇〇市 (〇〇会館)	中国地方整備局 BCP 認定制度説明 会	中国地方整 備局	中国地方整備 局企画部 〇〇、〇〇	中国地方整備局による作成解 説書を利用した事業継続計画 の作成方法について説明。	〇〇、 〇〇、 〇〇
令和〇年〇月〇日	本社会議室	事業継続計画レベ ルアップのための 勉強会	本社	〇〇株式会社 〇〇	外部講師を招いて、事業継続 計画をレベルアップするため の勉強会を実施。	〇〇、 〇〇、 〇〇
令和〇年〇月〇日	〇〇県 〇〇市 (〇〇会館)	中国地方防災研究 会第〇会 講演会	中国地方防 災研究会	〇〇大学 〇〇教授	題目：大規模地震時の地元建 設業の役割と事業継続	〇〇、 〇〇、 〇〇
・・・	・・・	・・・	・・・		・・・	・・・

H-2 定期点検の実施状況

「G-2 定期点検計画」に対する実施記録として、各様式の更新履歴を掲載してください。

作成様式

- ・様式H-2-1（必須） 様式の更新履歴一覧表

作業上のポイント

各様式の更新状況が記載されているか。（新規申込の場合は不要）

- ☐ 定期点検計画の実施記録として、各様式の最終更新履歴が記載されている
- ☐ 定期点検の必要な様式が適切に更新されている

【解 説】

認定を更新する際には、様式G-2-1（必須）事業継続計画の定期点検計画 に対する実施記録として、様式H-2-1（必須）様式の更新履歴一覧表を提出することが必要です（更新1回目の企業は過去2年分、更新2回目以降の企業は過去3年分は必須）。

様式H-2-1（必須）様式の最終更新履歴一覧表を作成して、定期点検の必要な様式が適切に更新されているか確認します。

様式H-2-1に示す「更新の必要性」について、「○」の様式は、人事異動、重要取引先の変化、資機材の消費・補充による変化、協定先の変化、協力者の変化、重要データのバックアップに伴い、定期点検が原則1年に1回必要な様式になります。「○」の様式といって、必ず記載内容が変化するとは限りませんが、記載内容が変化していないことを確認して、確認した日付を記載しておくことが必要です。

「△」の様式は、BCPの改善（被害想定の見直し、人員・資機材の充実、耐震・浸水対策の実施 等）を行っている場合、更新が必要な様式であり、定期点検に伴い更新が発生する様式ではありません。各社で実施しているBCP活動や作成様式の記載内容に応じて、様式H-2-1を作成してください。

【作成例】

様式H-2-1（必須） 様式の更新履歴一覧表

確認項目	重要 必須	更新の 必要性	様式名	（最終）確認 日・ 更新日	更新内容
A-1 計画策定の意義・目的	必須	△	様式A-1-1 計画策定の意義・目的	R3.10.15	確認済
	必須	○	様式A-1-2 計画策定の検討体制	R3.10.15	確認済
B-1 受ける被害の想定	必須	△	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理	R3.10.15	確認済
	必須	△	様式B-1-1 自社関連施設の位置図 補足資料	R3.10.15	関連会社追加
	重要	△	様式B-1-2 建物の耐震性に関する状況把握	R3.10.15	確認済
	必須	△	様式B-1-3 ライフラインの被害想定	R3.10.15	確認済
B-2 重要業務の選定	必須	△	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表	R3.10.15	確認済
B-3 目標時間の把握	必須	○	様式B-3-1 重要業務の目標（着手）時間の検討表	R3.9.5	現場に社員常駐
	必須	○	様式B-3-1 重要業務の目標時間の検討表 補足資料	R3.9.5	現場に社員常駐
	重要	△	様式B-3-2 全体手順初期：就業時間外（夜間・休日）の場合	R3.10.15	
C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	○	様式C-1-1 安否確認方法一覧表	R3.10.15	人事異動
	重要	○	様式C-1-2 社内の連絡体制表	R3.10.1	人事異動
	重要	○	様式C-1-3 各社員への周知	R3.10.15	確認済
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	必須	○	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要	H28.9.5	燃料調達先契約
	必須	○	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図	R3.4.1 R3.10.15	人事異動 退職者あり
	重要	○	様式C-2-3 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法	R3.10.15	確認済
C-3 費用のさほどかからない対策	重要	△	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧	H28.9.5	転落防止対策
	必須	○	様式C-3-2 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画	R3.9.5	バックアップ方法変更
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	△	様式D-1-1 拠点候補リスト	R3.10.15	確認済
	必須	○	様式D-1-2 代替対応拠点の概要	R3.9.5	燃料調達先契約
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	○	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト	R3.10.15	確認済
	重要	○	様式E-1-2 施工中現場の連絡先リスト	R3.10.15	確認済
F-1 自社で確保している資源の認識	必須	○	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など	R3.10.15	確認済
G-1 訓練計画	必須	△	様式G-1-1 災害時対応訓練の実施計画	R3.10.15	確認済
G-2 定期点検計画	必須	○	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画	R3.10.15	確認済
H-1 訓練計画の実施状況	必須	△	様式H-1-1 訓練実施記録一覧表	R3.10.15	確認済
	必須	△	様式H-1-2 訓練実施記録	R3.10.15	確認済
	重要	△	様式H-1-3 講習会、勉強会等への参加記録表	R3.10.15	確認済
H-2 定期点検計画の実施状況	必須	○	様式H-2-1 様式の更新履歴一覧表	R3.10.15	確認済
H-3 事業継続計画の改訂履歴	重要	△	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴	R3.10.15	確認済

○：人事異動、重要取引先の変化、資機材の消費・補充による変化、協定先の変化、協力者の変化、重要データのバックアップに伴い定期点検が必要な様式。

△：BCPの改善（被害想定の見直し、人員・資機材の充実、耐震・浸水対策の実施等）を行っている場合、更新が必要な様式。

① 点検を実施した結果、記載内容が変化していない場合でも、確認した日付を記載しておくことが必要です。

② 更新の場合は、更新内容を記載してください。様式に記載しきれない場合は、随時欄を追加してください。

③ **更新1回目の企業は過去2年分、更新2回目以降の企業は過去3年分（前回BCP更新以降に実施分）の更新履歴は必ず作成してください。**

H-3 事業継続計画の改訂履歴

BCPを更新した場合は、その内容を改訂履歴に記載して下さい。

作成様式

・様式H-3-1（重要）事業継続計画の改訂履歴

作業上のポイント

「事業継続計画」の改訂履歴が記載されているか。
(新規申込の場合は不要)

- ☐ 改訂年月日が記載されている
☐ 改訂履歴（主な改訂概要）が記載されている

【解説】

事業継続計画は、事業継続計画の策定過程や訓練結果や実際の災害対応結果等から得られた課題を基にして、継続して改善していく必要があります。

事業継続計画の改訂内容を、様式H-3-1（重要）事業継続計画の改訂履歴 に記載して下さい。改訂履歴に記載する内容は、定期点検の内容（自社や取引先の人事異動や連絡先の変更など）ではなく、会社として事業継続力が向上した内容（安否確認方法の変更、データのバックアップ方法の変更など）を記載してください。記載した内容や改訂年月日は、様式H-2-1の該当する様式の確認日・更新日と更新内容が一致するようにしてください（様式H-2-1の内容を全て様式H-3-1に記載する必要はありません）。ただし、前回申請時から軽微な修正のみの場合は一致させる必要はありません。

これらは、継続更新の審査に際して、重要なチェック対象となります。押印版の原本が劣化等している場合は適宜スキャンするなど、保管方法を検討する必要があります。

【作成例】

様式H-3-1（重要）事業継続計画の改訂履歴

版数	改訂年月日 (西暦/月/日)	制定・改訂の内容	承認者
初版	〇年〇月〇日	新規策定	〇〇
第2版	〇年〇月〇日	災害協定業務を実施するにあたり、人員と資機材が不足していたため、資格保有者を増やした。これに伴い、様式E-1-1を更新した。	〇〇
第3版	〇年〇月〇日	安否確認の訓練結果より、安否確認の具体的な方法と手順を見直した。これに伴い、様式C-1-1を更新した。	〇〇
第3版	〇年〇月〇日	参集訓練結果より、参集に時間を要する班長と代理者に自転車を貸与した。これに伴い、様式B-3-1と様式B-3-1 補足資料を更新した。	〇〇
第3版	〇年〇月〇日	災害対策本部設置訓練結果より、発動発電機の稼働ができない社員がいた。災害対策要員全員が発動発電機を稼働できるようにマニュアルを作成した。	〇〇
第3版	〇年〇月〇日	災害対策本部設置訓練結果より、災害対策要員が個々に何をすればよいのか不明確であった。各班ごとに手順書を作成し、様式B-3-2に追加した。	〇〇
第3版	〇年〇月〇日	既往BCPは地震災害を対象としていたが、地域特性として、河川氾濫についても危険性が高いことから、対象とする災害に洪水を追加した。これに伴い、様式B-1-1、様式B-1-1 補足資料1、様式B-1-1 補足資料2を更新した。	〇〇
第4版	〇年〇月〇日	対応拠点（代替対応拠点）において、ライフラインが〇日停止することを想定して、予備電源を確保した。また、これに必要な燃料の調達方法として、〇〇会社と専属契約を結んだ。これに伴い、様式C-2-1と様式D-1-2を更新した。燃料調達先は、様式F-2-1を更新した。	〇〇
第4版	〇年〇月〇日	本社において、執務環境内の転倒防止対策を実施した。これに伴い、様式C-3-1を追加した。	〇〇
第4版	〇年〇月〇日	重要なデータ・文書のバックアップを実施するために、県外の支社にサーバーを設置し、定期的にバックアップを行うようにした。これに伴い、様式C-3-3を更新した。	〇〇
第4版	〇年〇月〇日	目標時間を短縮するために、施工現場に社員を常駐した。これにともない、様式B-3-1と様式B-3-1 補足資料を更新した。	〇〇
...	...	...	...

① 制定・改定の内容について承認した承認者のサインが必要です。

- ② 改訂年月日、制定・改訂の内容について、様式 H-2-1 の確認日・更新日、更新内容と一致していることを確認してください（様式 H-2-1 の内容を全て様式 H-3-1 に記載する必要はありません）。